婦人と年少者

昭和二十八年五月五日発行（毎月一回五日発行）第四巻第十一号

M. Tsuka 45

41

協助員の活動報告

婦人少年協会

婦人少年問題の研究家は《婦人と年少者》を!!

○一九五六年バックナンバー

三十一号
一九五六年の婦人少年局…谷野　せつ
年少労働者の保護と福祉…桐原　葆見
家族計画運動と婦人……加藤シヅエ
年少労働者の扱い方と指導の仕方(1)
年少労働者の労働日数及び労働時間数
地方特殊産業の実態

三十二号
特集　定時制高校に学ぶ年少者
定時制高校に学ぶ働く青少年の教育と保護福祉対策……徳永　花江
定時制高校の実態と問題点の解決方策……小杉　英司
向島商業高校の給食状況…新堀　源司
失われゆく希望と夢……内田　鴻
年少労働者の保護福祉に関する婦人少年問題審議会の建議

三十三号
特集　婦人週間準備号
家庭と社会との関係……小山　栄三
農村家庭の近代化について…今和次郎
婦人会議のテーマをめぐって(座談会)
坂西志保・高橋展子・江上フジ
第八回婦人週間開催について
婦人週間のしおり
家庭生活に関する資料
婦人の社会的関心に関する世論調査
一九五五年の婦人の動き

三十四号
特集　家庭内職の諸問題
家内職業の論理……氏原正治郎
アメリカの内職……大羽　綾子
内職あれこれ……今沢　正躬
内職公共職業補導所をたずねて……伊藤　俊子
各地の内職の状況(五県)—報告—
大阪・名古屋市家庭内職の実情(調査)
内職あっ旋施設の概況
諸外国における家内労働の保護法規

三十五号
特集　第八回婦人週間の報告
問題解決の方法……谷川　徹三
日本の家庭を明るくするために
—全国婦人会議の概況—
各地の婦人週間(六県)
アメリカ社会における家族の性格
女子保護の定めに違反した悪質な事例

三十六号
特集　年少労働白書・青少年の安全
年少労働白書(解説)……年少労働課
働く年少者の安全……年少労働課
災害は年少者の一生を左右する
……青木　昇一
安全訓話と学校教育……高木　保
年少労働者の座談会……延原　誠二
関東甲信越地区年少者の不当雇用慣行
女子坑内労働の禁止に関する条約批准
婦人に関する国際ニュース

三十七号
特集　売春防止法の成立
一九五六年の婦人少年局…谷野　せつ
売春防止法の成立をめぐって
……勝尾　鎌三
売春婦の保護更生について…河角泰助
売春防止法成立の意義と当面の活動目標……高橋　展子
売春防止法の成立をめぐって(座談会)
菅原通済・勝尾鎌三・神近市子
福田勝子・谷野せつ・高橋展子
売春防止法の成立まで—婦人少年局を中心にして……内藤つね
ロンドンの売春婦(国際資料)
売春防止法全文

三十八号
特集　中小企業に働く婦人の福祉
中小企業における婦人労働の実態
……斉藤　一・加藤達子
片隅の芽……西　清子
繊維工場に働く女子の福祉対策
……岩手婦人少年室
青梅の織物工場に働く婦人の福祉対策……東京婦人少年室
労働者家族の生活問題懇談会の報告
最近の女子の雇用について
旅館飲食店等に働く未亡人

三十九号
特集第十回働く年少者の保護運動
協力を……谷野せつ
第十回働く年少者の保護運動の実施について……年少労働課
年少労働者の現状……年少労働課
働く年少者の福祉施設と団体活動
新聞配達児童の実態
婦人の転落防止及び保護更生対策の強化について(次官通達)
売春防止特別活動実施要領
全国売春関係地域数・業者数・従業婦数

四十号
特集　中小企業年少労働者の実態
中小企業に働く年少労働者の実態
年少労働者の離職状況
中小企業に働く年少者の労働管理
田浦漁港の児童労働の地域的背景
……以上年少労働課
年少労働者の疲労……産業安全研究所

四十一号
特集　婦人少年室協職員の活動
(本誌目次参照)
その他
女子労働者の保護規定について
(三十一号より随時)
労働婦人のページ(随時)
各月の婦人界の動き(各号)
戦後における婦人問題文献目録
(三十四号より各号)
女子の就業者数と完全失業者数(各号)
一人一ヵ月平均現金給与総額(各号)

婦人と年少者　四十一号　目次

アジアの姉妹たちと語る……渡辺松子…2
生活改善技術会議の印象……高橋展子…4
アジア婦人会議に出席して……木下雪江…4
東南アジア生活改善技術会議の報告……農林省生活改善課…5
協助員の皆さんへ……谷野せつ…8
第一回婦人少年室協助員全国協議会の開催……8

(集)座談会
協助員はどう活動してきたか
(司会)笹口孝三
沼宮内いと　小林義一
佐藤　哲　花岡ふさ子
赤木忠雄　上田玉恵
…9

(特)協助員活動の具体例……14
服部シズヲ(福井)…14　三浦源之助(秋田)…15
丹羽直枝(石川)…16　古賀博實(福岡)…16
中村幸枝(山口)…17　赤木忠雄(大阪)…18

女子高校生に対する職業情報の提供について……高城千恵子…19

資料室
婦人に関する国際ニュース……21
女子労働者の保護規定について(7)……23
婦人少年局三課の所管事項と当面の活動目標……25
労組婦人のページ……31
十月の婦人界の動き……32
女子の就職者数と完全失業者数・平均現金給与……表紙の3
◇婦人少年問題審議会新委員による第一回総会……13
◇婦人少年室協助員増員分名簿……29
◇婦人少年局ニュース……表紙の3
表紙……塚谷政義
扉……甲斐仁代

アジアの姉妹たちと語る

——アジア婦人会議より——

渡辺松子

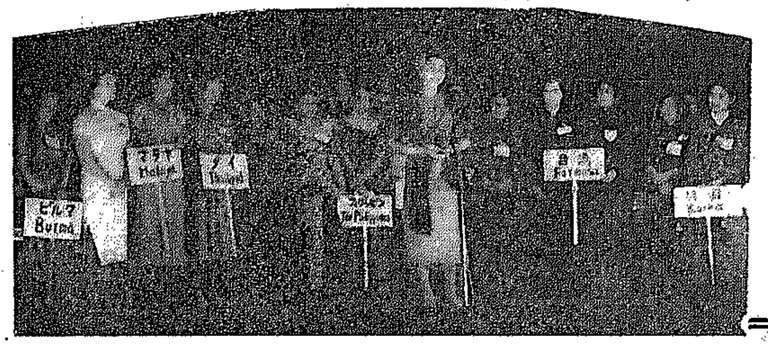

東京YWCAの歓迎会

「アジア婦人会議」は十月十六日から八日間、静岡県伊豆湯ケ島の天城山荘で開かれた。この会議は、創立五十年を記念した日本YWCAが、その第二半世紀への最初のふみ出しとして計画した事業である。正式に決定したのが昨年一月の中央委員会で、引つづいて準備委員会が組織される一方、資金のために全国的な募金運動が展開された。そして東南アジア各地YWCAへの招請状が出たのが今年の二月である。この呼びかけは圧倒的な支持を受け、招待者十四名に自費参加の八名を加える二十二名の参加をみたのである。ビルマ、セイロン、香港、インド、韓国、マラヤ、パキスタン、フィリッピン、台湾、タイ国のYWCA幹事や役員で、その中には大学教授や何人かの学校長があり、また赤十字や教会、社会福祉、地域の公職など各方面に指導的立場をとつて活躍している三十代四十代の人々が多く、発らつとした印象を受けた。日本側もほぼ同数で、各方面を網羅し、外国代表に勝るとも劣らぬ陣容であつた。

この会議はアジアの婦人指導者——何等かの面で指導的立場をとつており、社会的な推進力になり得る人——が集まり、相互の理解を深め、アジアの問題を研究し、そこでの婦人の役割を考えよう。局地的なアジアというのではなしに、新しい世界を築く上でのアジアの役割という立場から、とり上げようというものであつた。従つて会議というよりはアジアの婦人指導者研究会といつた方がふさわしい会であつた。

会議は次の四つの小グループの協議を中心に進められた。

一、家庭生活
二、宗教的伝統と個人の信仰
三、社会的責任
四、人間形成

この話し合いから浮び出たのは、新らしく独立を獲得したアジアの国々の新しい国づくりへの熱情、それに結びつく強い民族主義、政治経済の問題、婦人の解放、それらに対して根強い宗教的因習と社会習慣とがからみ合つているアジアのなやみの姿であつた。

新らしい国づくりと国語。独立した国は統一した自国語がなくてはならない。いくつかの言葉はあつても全体に通用する言葉はない。そのどれか一つを国語として制定し、普及させなければならない。しかもぼう大な文盲を相手にである。パキスタンの高等教育は英語でされているから、将来指導的な立場に立つためには英語による外はない。教科書も参考書も自国語のものはないのである。インドでもセイロンでも指導層のなやみは民族主義を主張しつつ、自分の子女の教育は英語に頼らざるを得ないという矛盾である。台湾は北京語で統一されているとはいえ、たとえばYWCAの委員会では、北京語、台湾語、英語と三つに通訳されれば話は通じない。日本側が、英語で思うように発表できない苦労を嘆いたら、彼等は自国語に立つ幸福を羨しがつた。

宗教的因習の一例として、インドの頭痛の種の乞食の問題は、ヒンズー教の「施し」を美徳とするところに強い原因があつて容易に根絶できないのだという。数年来ガンジーの使徒の一人のヴィノバによつてボーダン（土地を与えよ）運動が起り、地主や金持に、土地や金を出させて、その金で農具を買求め、乞食たちに土地に住付かせて働かせようというねらいだというが、いつ、その成果をみることか。

パキスタンは回数の国であるが、マラヤにもフィリッピンにも、セイロンにも少からぬ回教の人々が住んでいる。一夫多妻で、女は被りものなしに人前に出ないというしきたりがある。外に出る時目だけ出して全身に被物をするパウダ（歩くテントともいわれる）の風習はだんだんすたれて、いまは顔を被うだけのチェールのヴェールとなり、若い人々はそれを頭のうしろにはねて歩くほどの変化を来たしたというが、果して、ものの考え方もそれに伴つているであろうか。

こんな風習がまだ残つている——息子の嫁にと買つて育てた赤ん坊が、年頃になつて気に入らなくなれば売払つて嫁を買う金にまわす。買つた子供は育てて使用人として使えば給料を払うより安上りだという計算も成立つ。——しかし程度の差で、子女売買はまだ各国で跡を絶つてはいない。

こうした話し合いをとおして私共は他国の事情に全く無智だということを知つた。この理解に立つた時、他人の発言を批判的でなしに已れのものとして聞くことができるようになつた。

全体会議では共通な諸点にふれて話された。家族制度の崩壊とその後に来るもの、結婚・離婚・教育のこと、社会的責任としての政治教育の必要や職業のこと、奉仕活動のこと、実生活の中での宗教の重要性などであつたが、話の末にはいつも最も基本的なものとして「一人一人の尊重」の重要さに一致した。「自由にして責任ある個人」の育成こそが、出発点であり目的であること、そして「自由にして責任ある」人間の形成は人と人との交わりに於けるの交わりに於いてのみ達成されることが語られた。集まつたものはめいめいの人間が形成への努力と、家庭・社会・教育などの人間形成の場が、のぞましい状態にあるよう努力しなければならないことを思わされたのである。

この会での話し合いは格別目新らしいこともなく具体的な決議も出なかつた。しかし天城山荘の生活が「人と人との交わりに於ける個人の成長」の経験そのものであつたところに大きい意義があると思う。天城山荘の生活でみんなは一つの家族となつた。聖書研究が一貫した指導精神を与えていた。参加者全部で会議を進めるという態勢ができ責任を分担して運営がなされた。食事時やお茶や午後の時間が自由な懇談や親睦の時となつて、会で話し切れなかつた問題や個人的な話し合い、に十分用いられたのもよかつた。

この会議に出席した東南アジアの国々の人たちの大東亜戦争の傷口はまだ癒えてはいない。その一人マラヤから来たタン夫人は、夫を日本人に殺された人である。今度の来日についても周囲の反対があり、本人も複雑な心境であつたという。彼女は会議の感想を次のようにいつている。

——正直にいつて私はマラヤを出る時はこの会に何を期待していたか分からないのですが、この共に学び分かち合い、風俗習慣や作法の違いを互に理解し合おうと心をかたむける、そうした生活をすごしたあとの今日、私が最も心を打たれることは人々の謙虚さと誠実です。——私はこのグループにみられるような熱意と忍耐とにかつて出合つたことがありません。そこには何のみせかけもなく、大きなはげましを与えられつつ、話しに、また協議に、本当に心から参加することができました——

この生活全体から「各人が自分の国境にとじこもることなく、割合自由な思いで、それぞれに自国の問題や弱点もみんなの前に出し合い、他の意見に耳を傾け、われわれの共通の問題として考え合うふんい気になつた」「ディスカッションがだんだんふつとうしてくるにつれて、私共は文字通り自分の国籍を忘れ、言葉の不自由を忘れ、ほんとうに一つになつて祈り、新しい決断を得た」のであつた。

「この共同生活を通じて、各人が反省の機会を持ち、一人一人が何かしら新しい変化を、考え方や生活態度の中にもちはじめたことが感じられた」とは、この会議に参加した多くの人々が共感するところである。

この会は、アジアの婦人が、アジアについて考えるために、はじめて集まった会議であった。一人一人の中に、あらわれた変化が、どのような形をとってアジアの各地にあらわされるかと、民間の一婦人団体の力で開かれ気持よく終った会の期待をもつことは楽しい。新しいアジアの歩み出しのための第一歩となった。この会議が、ことは何よりうれしいことである。

――本会理事・東京YWCA総幹事――

東南アジア生活改善技術会議の印象

高橋展子

十月五日から十二日まで東京産経会館で行われたFAOアジア地域会議に、正式オヴザーヴァーという資格で出席したのですが、会議の内容は別章の農林省生活改善課の記事にゆずるとして、その印象はといえば、先ず第一に会期中本会議の議長として、分科会の有力なメンバーとして、さらにまた多くのレセプションのホステスとして縦横の活躍をされた、生活改善課長山本松代氏の才腕と魅力をあげたいと思います。国際会議開催の大きな意味の一つである、日本に対する各国の理解の促進という点で、山本課長は、けだし絶大な足跡を残されたものといえましょう。

つぎに印象的なのは、この種会議のつねでもありますが、東南アジアのいわゆる経済的後進国からの出席者たちの意気軒昂たること。いぜんとして文盲率の高いこれらの国の、えらばれた少数者層から出ている彼女たち、あるいは彼たちは未開拓の大きな分野を前にして、抱負に満ち満ちているのは当然のこととはいえ、とくに新しい独立国家建設の意欲にもえていること、また国家の地域総合開発計画（コミュニティ・ディヴェロップメント・プログラム）の一環として生活改善普及事業を行うという自信にみちていることは、うらやましいよう。語学が堪能であることにもよりましょうが、とうとうと論じたてられると、どうもこちらの方が後進国であるかのような気になりま す。けれど、それは少なくとも生活改善普及事業に関する限りは錯覚であって、日本の普及事業はそれらの国々とは一寸比較にならないほど進んでいるようです。このことは周到に用意された資料や日本側出席者の説明によって具体的に示され彼等の大きな尊敬を得たようですし、私も、とくにその行政的な機能の整備発達という点で、思いを新たにするものがありました。

それから言葉の問題。外国からの出席者はそれぞれ妙なナマリがあるとはいえ、会議用語の英語かフランス語を完全に駆使し、タテ板に水のようにまくしたてるのにひきかえ、日本からの出席者には通訳の助けをかりる人が少なくないということは、何としてもハンディキャップです。日本語と英米語の言語としての体系が全く違うことが、日本人の語学修得を困難にしているのはたしかですが、それだけに通訳を介して意思の疎通をはかることは、どんな有能な通訳を以てしても、危険があり、第一、分科会のディスカッションなどには、間にあいません。これをどうするかは今後に残された大きな問題でしょう。（労働省婦人課長）

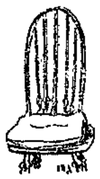

アジア婦人会議に出席して

木下雪江

日本YWCAが創立五十周年を紀念して主催したアジア婦人会議に、日本側の一人として参加した伊豆の天城荘での一週間は、YWCAの関係者でない者にとっても、いろいろな点で教えられることが少くありませんでした。

この会議は、アジアの婦人が真に一個の人間として生活し、市民としての責任を果すようになるためには、どうしたらよいかを中心課題として、話合いが進められたのですが、グループの討議でも、全体討議でも、今までにこんなに熱心にこんなに真剣に、こんなに和やかに会議が持たれたことを、まだかつてみたことがありませんでした。これはたしかに、一つの信仰に立つという共通の精神的基盤によるもので、このことこそ、この会議をあれほど意義深い、感激にみちたものとした原動力となったものだと思いました。特に、朝の礼拝のあと、ミス・トーマスの指導の下に行われた聖書研究と協議の時間は会議全体に一つの息吹きを与えたようで、言葉も服装も風俗習慣もちがう各国の代表が、一つ聖書の言葉をけんきょに語り合うさまは、我々はやはり一つなのだ、という考えを各人の胸にしっかりときざみつけたようでした。

会議に先だって、各グループの組分けのあと、代表のなかから議長をはじめ、接待委員、礼拝委員、記録委員などが直ちにきめられ、ほとんどすべての代表が何らかの形で会議の運営に参加して、この会議を自分たちの手で進めてゆくというやり方も、みな長年のYWCAの指導

者だけあって、手なれたものでした。協議のなかで、特に印象深かったことは、戦後どこの国も同じように植民地状態から脱け出して独立し、婦人の解放が行われたのですが、実際にはまだ、家庭生活における夫との関係においても、教育の面でも、職場の仕事の上でも、また結婚や離婚などのあらゆる面においても、男と女との間に著しい差別待遇が残っていること、しかもこのことの認識が代表によって非常にちがうために、討議がしばしばくいちがうことでした。本で読んだり、人の話をきいて知り得る他国の実情というものがいかに表面的なものであるかを、また改めて考えさせられ、このように膝をまじえて七日間の、生活を共にした協議がいかに尊いものであったかを痛感したことでした。最後に忘れることのできないことは、これだけの会議を計画し、それを立派にやりとげた日本YWCAの事務当局の陰の力と全国の会員の協力です。この会議を開くことがきまって以来、YWCAの全国の会員や事務局がどんなにこの会議のために大きな努力と細心の準備をされたかは、代表の一人一人に渡された会議資料や宿舎での生活の隅々にまであらわれていて、出席者をこの上もなく感激させました。

このことがきっかけとなって、FAOの生活課長ホッキン博士の来日となりました。この時、フィリッピンをその予定地として、東南アジアの各国を歴訪していましたが、日本の生活改善事業をみて、フィリッピンより日本の方が、はるかに規模も大きく、仕事の内容も進んでいるということから、日本政府と本部との交渉になり、この会議が、日本で開催されることになりました。

会議の目的については、次のようにのべられています。

「A、東南アジアにおける、生活改善事業の仕事としてどのようなものがあるか調べてみる。即ち、小中学校或いは職業学校などの学校教育において、又大学教育において、どのようなものがあるか。普及事業関係でどういうものがあるか、或いは、社会教育、保健教育、社会福祉事業などにおいて、どんなものがあるか、総ざらいにしてみる。

B、次の二つのことにもとづいて

(1)経済的及び社会的指数或いは、統計などに表れた地域内容にもとづき、

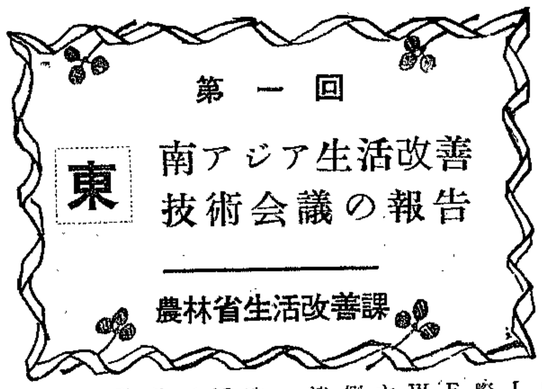

第一回 東南アジア生活改善技術会議の報告

農林省生活改善課

はじめに

東南アジアの生活改善に関するこの会議は、予定通り十月五日から十二日までの八日間にわたって開催されました。参加国は、フランス（大平洋植民地）・インド・インドネシア・日本・韓国・マレー・フィリッピン・タイ・米国（ハワイ）・ベトナムの十か国でしたが、この他に、オブザーバとして、国連本部、世界保健機構（WHO）・国際労働機構（ILO）・世界農村婦人協会（ACWW）・国際婦人会議（ICW）・国際家政学会（IFHE）・世界キリスト教女子青年会（YWCA）これに沖縄よりの代表者を加え、主催者である国連食糧農業機構（FAO）側の出席者も含めると、合計四十九名に達しました。

会議の出席者は、大部分婦人で、各国政府、教育機関、民間組織において、生活改善の仕事を担当している人達ばかりで、それぞれ各国の体験を述べ合って、熱心に意見の交換をし、多くの貴重な結論を得て幕をとじました。

この八日間の会議を通じて、東南アジアの国々の民族的な目ざめと、生活を向上させていこうという意気ごみと、国家建設の立上りに対する自信をうかがうことができ、時代の大きなながれと、世界の動きとを、うかがうことができました。

会議の目的

会議の開かれた動機と目的については主催したFAOが次のようにのべています。

「一九五三年六月、インドネシアのバンドンで東南アジア栄養会議が開かれた際、東南アジアにおいて、栄養問題が解決され発展するためには、生活全般の問題が取り上げられなければならない、という意見があった。又それに対して、現在の東南アジアにおける生活関係の教育、或いは事業は、果してそういう実際の生活の問題に根ざして行われているだろうか、というようなことが大きな問題となった。

生活における衣食住の基本的な問題に答えるためには、現在多くの問題があることになり、その結果この会議は、東南アジアにおける生活全体の状態に対して、生活改善に関する事業が、どうすれば最もよく適用されるかということについて、生活改善問題地域会議を開くべきであるという勧告をすることになった。」

(2)各家庭の主なる必要性にもとづき、現在の生活改善の仕事を評価する。

C、家庭の必要性、又仕事の可能性からみて、将来の方向はどうあるべきか、ということについて検討する。」

この場合問題になったことは、都市と農村の問題でした。日本以外の東南アジアの国々では、農村人口が全体の七〇パーセントから九〇パーセント以上をしめ、農村と都市を分ける必要もないのですが、日本においては、農村人口が四七%であり、生活問題にしても、都市と農村では大分相違があるので、これを同列に扱うのは困ることが多いのです。

又東南アジアの国々と、生活の問題を語るには、農村と限った方が双方に都合がよいので、生活の問題をただ漠然と生活一般としないで、「農村における」と限定されました。

日程

十月五日　開会式
　各国における概況説明
　農林大臣レセプション
十月六日　前日の続き
　農林省振興局主催ファンナイト
十月八日　分科会
　鳩山夫人ティパーティ・映画会
十月九日　分科会
　きものショウ
十月十日　各分科会の報告
　観劇
十月十一日　現地見学
　(静岡県下生活改善事例)
十月十二日　分科会報告の採決
　将来の発展について検討
　閉会式

会議の経過

1 開会

会議場としては、産経会館国際会議場があてられ、十月五日午前八時頃より、各国代表が続々と到着し、登録をすませ、会議は正十時、FAO栄養部長エイクロイド博士の開会宣言によって始められました。

まず農林大臣(代理大石農林政務次官)より祝辞がのべられ、次に文部大臣(代理中政務次官)の祝辞があり、清井農林事務次官、大橋広(日本女子大学)女史、大坪振興局長の挨拶があり、そのあと、エイクロイド氏が立って、議長選出に移りました。議長には、山本生活改善課長が推選され、副議長には、ベトナム代表が選ばれました。最後にエイクロイド博士により、この会議が開かれるまでのいきさつが語られ、会議の参加者に感謝のあと、各国際機関の参加の意義にふれ、FAOについては、バンコックに地域事務所を設けることになった、などを報告したあと、会議の目的を簡単にのべて開会式は終りました。

2 会議の内容

五日の午後から六日の午後にかけて、各国代表から、自国の状況を報告し、六日の午後には、各国際機関の代表より、それぞれの機関での事業の概況が報告されましたが、それらの内容については、またの機会にゆずります。

会議の第三日と第四日、即ち十月八日から九日にかけては、各国代表が三つの分科会にわかれて、それぞれの議題について討議が行われました。

第一分科会

農村地域における、生活改善の必要性

十月十日　各分科会の報告
　観劇
十月十一日　現地見学
　(静岡県下生活改善事例)
十月十二日　分科会報告の採決
　将来の発展について検討
　閉会式

会議の経過

1 開会

会議場としては、産経会館国際会議場があてられ、十月五日午前八時頃より、各国代表が続々と到着し、登録をすませ、会議は正十時、FAO栄養部長エイクロイド博士の開会宣言によって始められました。

まず農林大臣(代理大石農林政務次官)より祝辞がのべられ、次に文部大臣(代理中政務次官)の祝辞があり、清井農林事務次官、大橋広(日本女子大学)女史、大坪振興局長の挨拶があり、そのあと、エイクロイド氏が立って、議長選出に移りました。議長には、山本生活改善課長が推選され、副議長には、ベトナム代表が選ばれました。最後にエイクロイド博士により、この会議が開かれるまでのいきさつが語られ、会議の参加者に感謝のあと、各国際機関の参加の意義にふれ、FAOについては、バンコックに地域事務所を設けることになった、などを報告したあと、会議の目的を簡単にのべて開会式は終りました。

2 会議の内容

五日の午後から六日の午後にかけて、各国代表から、自国の状況を報告し、六日の午後には、各国際機関の代表より、それぞれの機関での事業の概況が報告されましたが、それらの内容については、またの機会にゆずります。

会議の第三日と第四日、即ち十月八日から九日にかけては、各国代表が三つの分科会にわかれて、それぞれの議題について討議が行われました。

第一分科会

農村地域における、生活改善の必要性

に対する、生活改善の分野における専門教育について(小、中、高、職業学校における教育を含む)

第二分科会

農村地域における、生活改善の必要性に対する生活改善指導者の再教育について(大学、養成所関係における)

第三分科会

農村における、生活改善普及事業

次いで十日は、各分科会から報告を行い、これに対する検討と要約、将来の発展に対する提案などが行われました。これらの細かい点は次の機会にゆずるとして、主な点は次のとおりでした。

(イ)東南アジアにおける家政学の現状について

大部分の国では、家庭生活の技術、つまり料理、裁縫というようなものを教えていますが、家政学をもっと広い意味に解釈して、家族の福祉に関するものと考えるべきだというのが、主な見解でありました。家政学の分野について混乱がまだ残っており、その混乱をなくすために、ディスカッションがなされました。家政学の定義としては、タイのパンフレットにあるように「家政学は、家庭生活を改善するあらゆることに関連しており、家庭の環境に関する知識や、毎日の家庭の問題を解決するために、科学的方法を適用することを要求する。そしてその主題は、育児、衣服、家庭管理、栄養、食事、保健衛生、住居、家族関係などを含むものである」ということに、意見の一致がみられました。

最近まで、東南アジアでは、家政学は主に都市の小数の人々を対象として、家庭生活の技術を教えることに限られていましたが、それは、農村の人達の福祉を増すことに役立てられなければならない。ある国では、この仕事が始められていました。それは生活の改善で、生産を増したり、小家畜を増やしたり、家事における無駄な労力を節約し、農作業に役立てるなど、農業生産にも貢献するものだということです。

日本の生活改善普及事業は、農家生活に貢献している例であり、インド、韓国、フィリッピンなど、それぞれのあゆみをしているということでした。

(ロ)農村生活改善普及事業について

この仕事の目的を人々に理解させることが必要で、できることからやってみることが大いに役立つ。又当局者に生活改善が大切な仕事であるということをわからせることも難しいが、議会、政府に近づき得る女性は、このことに役立つであろうということでした。

普及員を募集し訓練することは大切なことですが、農村に献身する人を選ばなければならない。普及員の地位はまだ十分に確保されていないが、雇用条件をよくすることが必要で、大学や総合大学は、農村に学生が献身するように、いろいろな方法で農村生活の重要さを知らせる必要があります。ホッキン博士より仮議題の説明が行われました。即ち、

「生活改善の目的と範囲、及びそのアジアにおける経済的、社会的発展の寄与について」と題して、次の主旨のことを語られました。

「この会議のテーマは、社会の経済的発展に対する生活改善の寄与というべきものであろう。東南アジアの大きな問題は、これらの地域の国民の生活の向上ということであるが、これは、政府のみの責任でなく、各家庭の人々の責任でもある。各人が大いに協力しなければならない。それ故、人々の態度を変え、知識や技術を習得するための教育が必要である生活改善普及事業は、この教育のうちの主要な部分をしめているのである。

各国政府は、今や自国々民の生活の向上に努力しなければならないことに気づいて来ている。水力電気、道路やその他交通機関の整備、土地開拓や移住など。これらの計画は勿論重要で、これらがなければ、我々は進歩に重大な不利をこうむる。

けれども、この会議では、経済的、社会的発展について、もっと目立たない面から論議しよう。個人や家庭について、物質的、精神的な方法に着眼して、如何にしてそれらをもっと活用して、家庭や社会生活の発展に役立たせるかについて話し合おう。

各国の教育や、生活改善普及事業がまもまもの段階にあることを理解しておく必要がある。多くの国々では、農家の子女は、小学校だけの教育しか行われない。初等教育は教育者にとって重要な問題とされている。しかし、家庭学はまだ初等教育に十分受け入れられていない。

新しい職業が女性のために開放され、特別な訓練がこれらの人々のために必要となっている。故に教師や、生活改善に働く人達の訓練については大学に責任がある。農村の要求に応えるための教育や、研究について、この会議は特別な注意を払わなければならない。議題の主なものについて述べたが、これらは当面の計画のみでなく、大きな問題について議論されるよう希望する。」

この後議題が採択され、引きつづき、各国代表より、自国の概況についての説明が行われました。

農村地域における、生活改善の必要性

に対する、生活改善の分野における専門教育について(小、中、高、職業学校における教育を含む)

第二分科会

農村地域における、生活改善の必要性に対する生活改善指導者の再教育について(大学、養成所関係における)

第三分科会

農村における、生活改善普及事業

次いで十日は、各分科会から報告を行い、これに対する検討と要約、将来の発展に対する提案などが行われました。これらの細かい点は次の機会にゆずるとして、主な点は次のとおりでした。

(イ)東南アジアにおける家政学の現状について

大部分の国では、家庭生活の技術、つまり料理、裁縫というようなものを教えていますが、家政学をもっと広い意味に解釈して、家族の福祉に関するものと考えるべきだというのが、主な見解でありました。家政学の分野について混乱がまだ残っており、その混乱をなくすために、ディスカッションがなされました。家政学の定義としては、タイのパンフレットにあるように「家政学は、家庭生活を改善するあらゆることに関連しており、家庭の環境に関する知識や、毎日の家庭の問題を解決するために、科学的方法を適用することを要求する。そしてその主題は、育児、衣服、家庭管理、栄養、食事、保健衛生、住居、家族関係などを含むものである」ということに、意見の一致がみられました。

最近まで、東南アジアでは、家政学は主に都市の小数の人々を対象として、家庭生活の技術を教えることに限られていましたが、それは、農村の人達の福祉を増すことに役立てられなければならない。ある国では、この仕事が始められていました。それは生活の改善で、生産を増したり、小家畜を増やしたり、家事における無駄な労力を節約し、農作業に役立てるなど、農業生産にも貢献するものだということです。

日本の生活改善普及事業は、農家生活に貢献している例であり、インド、韓国、フィリッピンなど、それぞれのあゆみをしているということでした。

(ロ)農村生活改善普及事業について

この仕事の目的を人々に理解させることが必要で、できることからやってみることが大いに役立つ。又当局者に生活改善が大切な仕事であるということをわからせることも難しいが、議会、政府に近づき得る女性は、このことに役立つであろうということでした。

普及員を募集し訓練することは大切なことですが、農村に献身する人を選ばなければならない。普及員の地位はまだ十分に確保されていないが、雇用条件をよくすることが必要で、大学や総合大学は、農村に学生が献身するように、いろいろな方法で農村生活の重要さを知らせる必要があります。

(ハ)初等中学校、職業学校における家庭科教育について

多くの国の小学校では、この科目の先生を専任で持っていないが、この科目の教師を準備することが望ましい。学校菜園や、学校給食は、この科目の実際的なプロジェクトとして利用できるでしょう。会議は農村生活上、特に小学校が役立つことを強調し、もっと利用すること又ホームプロジェクトのような実際的な教育を行うべきだということでした。

(ニ)将来の発展策について

インドでは、一九六一年までに、五、〇〇〇人の生活改良普及員の養成が計画されています。これにより、二、五〇〇の地区に各二名の普及員が配置されることになります。そして各州で毎年二〇名ずつ養成して、これにより三、二四〇名、残りの一、七六〇名は附属機関で養成されるということです。

日本としては、生活改良普及員、専門技術員の増員、生活改善展示実験施設の整備、充実、普及職員の研究、養成計画の強化がのべられました。

フィリッピンでは、家庭科カリキュラムの再検討、評価の技術、教育施設の整備、研究の助長などについてのべられました。タイ、フィリッピンでは、大学の家政学科が、農村生活の必要性に応えるように一層考慮を払うということでした。

韓国は、生活改善普及事業を始めようとしていますが、この計画によれば、少くとも各郡(町)に一名の生活改良普及員をおく予定だということでした。

インドネシアは一九五六年六月に生活改善を普及するための計画が始まり、これを一層拡大強化するということでした。

以上この会議での結論は最終日の十二日、まとめて報告された後、各代表によって、承認されました。

この日の午後閉会式が行われ、第一回の生活改善技術会議の幕をとじました。

この会議で語られた結論をいかすことによって、東南アジア地域のこの仕事は今後急速に発展することでしょう。

(農林省生活改善課　辻恵美子)

協助員の皆さんへ

労働省婦人少年局長
谷野せつ

婦人少年行政にとつて意義深い婦人少年室協助員の制度も、発足以来約三年を経ました。その当初、婦人少年室の人員の小数と、その仕事が広汎に亘るので、協助員の皆様に期待するところが非常に多かつたのですが、着々業績を上げられて婦人少年行政の第一線の窓口機関として、存分に御活躍御援助いただいておりますことを、日頃から感謝申上げておりました。

また、かねてから本省にお招きし、私共の考えなどを申上げまして、皆様の日々の御体験や御苦労の在るところを承り、更に又、今後の仕事を進めるための鍵としたいと希つていた事が、漸くかなえられて、十一月六、七両日、婦人少年室協助員全国協議会を開催して、各室から一人ずつの代表の方にお目にかかり、親しく話し合う機会をえたことを嬉しく思いました。

非常に短い会期ではありますが、情熱をもつて善意にみちた御活動のそれぞれの御体験を伺うことが出来まして、感謝にたえません。御依嘱以来全く短日月の間に、婦人少年行政の問題点を十分に把握されて、誠意にあふれた御援助をいただいておりますことについて、深く感激いたしております。

婦人少年局はもとより権力の上に立つて仕事を進めるところではなく、どこまでも社会の皆様の理解と協力の上に仕事がすすめられる大きな特色を持つております。そうして協助員の皆様が全くボランタリーサービスとして、ひろく婦人少年局の仕事の支えになつて下さることは、私どもとして何としても力強く思う次第でございます。

今回皆様からおよせいただいた、御意見や、御体験は、将来の仕事をすすめます上の参考としまして、努力をいたしてまいるつもりでございます。何卒今後とも一そうの御協力御援助いただけますことをおねがい申上げます。

なお社会的にも広く御活躍の皆様には、この上とも一そう御体に御注意なされますよう、御健康をお祈りいたします。

第一回婦人少年室協助員全国協議会の開催

婦人少年室の行う婦人少年行政の一層の発展に寄与することを目的として昭和二九年に全国に婦人少年室協助員が任命された。以来二年六か月の間に一、五〇〇名の協助員はおのおのその担当地区において婦人少年室と一体となり、働く年少者のための図書館開設をはじめ、不当雇用慣行の防止、売春婦の更生指導、転落防止等の相談業務に地味な活動をつづけ、関係機関との連絡、就職までの身柄引受等親身な活動ぶりは次第に世の注目するところとなりつつある。一方婦人週間、働く年少者の保護運動等の各種の行事については、協助員自ら会合を主催又は開催に努力する外、ラジオ放送、新聞雑誌等への出演、執筆等により、あらゆる機会をとらえて活動し、着々所期の目的を達している実情である。

婦人少年局においては十一月六日、七日の両日、都道府県代表の協助員による第一回婦人少年室協助員全国協議会を次のような日程により開催した。

第一日の六日は九時三〇分より開かれ、婦人少年局長及び労働次官挨拶の後、婦人労働、年少労働、婦人の三課長より各課の事務説明が行われ、（本誌二五頁参照）これに対し日頃の業務を通しての具体的な質疑が行われた。又六日午後には「協助員活動の在り方とその事例」につき五人の協助員より左のような題目の発表があつた。

1. 広報活動について　福井協助員　服部　しずを（本誌一四頁参照）
2. 調査活動について　山梨協助員　秋山　二葉
3. 相談業務について　熊本協助員　竹本　田鶴子
4. 関係諸機関との連絡　東京協助員　佐藤　哲
5. 協助相互の連絡について　福岡協助員　古賀　博演（本誌一六頁参照）

発表のあと熱心な質疑があり、さらに協助員活動全般に関する研究協議が行われた。

さらに午後六時からは共済会館における労働次官招待懇談会に出席して親交を深め、談笑と深い感激のうちに第一日の日程をとじた。

翌七日は九時三〇分より職業安定局労働市場調査課長松本洋氏の「職業指導について」並びに日本社会事業短大助教授仲村優一氏の「相談技術について」の講義があり、閉会の局長挨拶の後、午後は日比谷公会堂でひらかれた働く年少者の保護中央大会に一同出席し、全国協議会の日程を終了した。（野口）

左から：小林，佐藤，上田，赤木，沼宮内，花岡，笹口の諸氏

11月5日　共済会館において

協助員はどう活動してきたか

出席者

青森婦人少年室協助員	一ノ戸　雄三
茨城婦人少年室協助員	哲子
東京婦人少年室協助員	恵
岐阜婦人少年室協助員	三
大阪婦人少年室協助員	義
岡山婦人少年室協助員	さ
局記（司会）労働省婦人少年室	忠玉孝ふ
	内　宮（ぬまく）
	林　藤岡木田口
	小佐花赤上笹

笹口　協助員の制度が昭和二十八年の十月三十一日の労働省訓令第三号によつて始めて設けられ、二十九年春から実際の活動が始められましたが、それから二か年半を経過いたし、その間、各都道府県の協助員の皆様たちは大変熱心に御協力下さいましたので、最初考えた以上の立派な成績をあげることができたことを感謝いたしております。そこでこの二年間の歩みを振返つて活動の経験を話しあつていただき、今後の活動をさらに立派なものにするための参考にいたしたいと思います。最初に御出席の方々に簡単な自己紹介をお願いいたします。

小林　私、茨城県の職業安定課の広報係に勤務いたしている関係で、つながりのある仕事なのでお受けいたしました。

赤木　私は永い間産業方面に席をおいていましたが、現在は大阪府の泉佐野商工会議所の中にあります中小企業相談所で労務関係の相談に応じております。ですから自分の直接の任務を通じて、協助員としてのお手伝いもできるわけです。

花岡　私は岐阜地方労働基準審議会委員をしております。最初からの協助員ですが、仕事の範囲など、はつきりしたい点もありますので、今日のお招きに喜んで出てまいりました。

上田　私は岡山県西大寺市に住んでおり、本職は母子相談員で、婦人会の会長もいたしております。

佐藤　私はある会社の総務部長をしておりますが、その他に板橋区の産業連合会副理事長、労働基準推進会委員などもいたしております。自分の会社の仕事は半日くらいに集約して、あとは東京婦人少年室の仕事に協力しています。また最近、七十三名の協助員が熱心に主張して、協助員会を主台にして、婦人少年協会支部を結成しましたが、その支部長の役もお引受けしました。今後、全国的に協助員が手を握つて、婦人少年局の仕事をできるだけお手伝いしたいと願つております。

沼宮内　私は主婦連青森支部の副会長をしておりますが、初めから協助員としてお話しがありましたので、婦人少年室の仕事を協力しようと思つて参りました。近頃少年犯罪が多くなつて来ましたが、その原因は家庭の問題が多いようです。婦人少年室の仕事は、婦人の地位の向上、婦人の福祉増進、婦人の能力の開発、婦人の職業指導、婦人の更生指導、少年の福祉増進、少年の職業指導、少年の更生指導、婦人少年問題の調査研究、婦人少年問題に関する関係機関との連絡調整、婦人少年問題に関する啓発宣伝、婦人少年問題に関する国際協力、婦人少年問題に関する審議会の庶務、婦人少年問題に関する協助員の委嘱、婦人少年問題に関する協助員の指導、婦人少年問題に関する協助員の連絡調整、婦人少年問題に関する協助員の研修、婦人少年問題に関する協助員の表彰、婦人少年問題に関する協助員の報告、婦人少年問題に関する協助員の会議、婦人少年問題に関する協助員の予算、婦人少年問題に関する協助員の決算、婦人少年問題に関する協助員の監査、婦人少年問題に関する協助員の会計、婦人少年問題に関する協助員の庶務、婦人少年問題に関する協助員の人事、婦人少年問題に関する協助員の給与、婦人少年問題に関する協助員の福利厚生、婦人少年問題に関する協助員の退職、婦人少年問題に関する協助員の後任、婦人少年問題に関する協助員の引継、婦人少年問題に関する協助員の事務引継、婦人少年問題に関する協助員の事務処理、婦人少年問題に関する協助員の事務改善、婦人少年問題に関する協助員の事務合理化、婦人少年問題に関する協助員の事務機械化、婦人少年問題に関する協助員の事務電子化、婦人少年問題に関する協助員の事務自動化、婦人少年問題に関する協助員の事務標準化、婦人少年問題に関する協助員の事務規格化、婦人少年問題に関する協助員の事務統一化、婦人少年問題に関する協助員の事務簡素化、婦人少年問題に関する協助員の事務能率化、婦人少年問題に関する協助員の事務効率化、婦人少年問題に関する協助員の事務生産性向上、婦人少年問題に関する協助員の事務品質管理、婦人少年問題に関する協助員の事務安全管理、婦人少年問題に関する協助員の事務衛生管理、婦人少年問題に関する協助員の事務環境整備、婦人少年問題に関する協助員の事務設備改善、婦人少年問題に関する協助員の事務施設改善、婦人少年問題に関する協助員の事務建物改善、婦人少年問題に関する協助員の事務土地改善、婦人少年問題に関する協助員の事務用地改善、婦人少年問題に関する協助員の事務敷地改善、婦人少年問題に関する協助員の事務境界改善、婦人少年問題に関する協助員の事務隣接改善、婦人少年問題に関する協助員の事務近隣改善、婦人少年問題に関する協助員の事務地域改善、婦人少年問題に関する協助員の事務都市改善、婦人少年問題に関する協助員の事務農村改善、婦人少年問題に関する協助員の事務漁村改善、婦人少年問題に関する協助員の事務山村改善、婦人少年問題に関する協助員の事務離島改善、婦人少年問題に関する協助員の事務僻地改善、婦人少年問題に関する協助員の事務辺地改善、婦人少年問題に関する協助員の事務過疎改善、婦人少年問題に関する協助員の事務過密改善、婦人少年問題に関する協助員の事務公害改善、婦人少年問題に関する協助員の事務環境改善、婦人少年問題に関する協助員の事務自然保護、婦人少年問題に関する協助員の事務緑化推進、婦人少年問題に関する協助員の事務植樹、婦人少年問題に関する協助員の事務造園、婦人少年問題に関する協助員の事務庭園、婦人少年問題に関する協助員の事務公園、婦人少年問題に関する協助員の事務緑地、婦人少年問題に関する協助員の事務広場、婦人少年問題に関する協助員の事務運動場、婦人少年問題に関する協助員の事務体育館、婦人少年問題に関する協助員の事務プール、婦人少年問題に関する協助員の事務競技場、婦人少年問題に関する協助員の事務野球場、婦人少年問題に関する協助員の事務サッカー場、婦人少年問題に関する協助員の事務ラグビー場、婦人少年問題に関する協助員の事務テニスコート、婦人少年問題に関する協助員の事務ゴルフ場、婦人少年問題に関する協助員の事務スキー場、婦人少年問題に関する協助員の事務スケート場、婦人少年問題に関する協助員の事務水泳場、婦人少年問題に関する協助員の事務ボート場、婦人少年問題に関する協助員の事務ヨット場、婦人少年問題に関する協助員の事務カヌー場、婦人少年問題に関する協助員の事務ボクシング場、婦人少年問題に関する協助員の事務レスリング場、婦人少年問題に関する協助員の事務柔道場、婦人少年問題に関する協助員の事務剣道場、婦人少年問題に関する協助員の事務弓道場、婦人少年問題に関する協助員の事務射撃場、婦人少年問題に関する協助員の事務ゴルフ練習場、婦人少年問題に関する協助員の事務バッティングセンター、婦人少年問題に関する協助員の事務ボウリング場、婦人少年問題に関する協助員の事務ビリヤード場、婦人少年問題に関する協助員の事務麻雀荘、婦人少年問題に関する協助員の事務囲碁将棋クラブ、婦人少年問題に関する協助員の事務喫茶店、婦人少年問題に関する協助員の事務レストラン、婦人少年問題に関する協助員の事務食堂、婦人少年問題に関する協助員の事務バー、婦人少年問題に関する協助員の事務キャバレー、婦人少年問題に関する協助員の事務ダンスホール、婦人少年問題に関する協助員の事務ナイトクラブ、婦人少年問題に関する協助員の事務ストリップ劇場、婦人少年問題に関する協助員の事務映画館、婦人少年問題に関する協助員の事務劇場、婦人少年問題に関する協助員の事務演芸場、婦人少年問題に関する協助員の事務寄席、婦人少年問題に関する協助員の事務落語会、婦人少年問題に関する協助員の事務講談会、婦人少年問題に関する協助員の事務浪曲会、婦人少年問題に関する協助員の事務漫才会、婦人少年問題に関する協助員の事務コント会、婦人少年問題に関する協助員の事務ショー、婦人少年問題に関する協助員の事務ストリップショー、婦人少年問題に関する協助員の事務ヌードショー、婦人少年問題に関する協助員の事務裸踊り、婦人少年問題に関する協助員の事務盆踊り、婦人少年問題に関する協助員の事務阿波踊り、婦人少年問題に関する協助員の事務祭り、婦人少年問題に関する協助員の事務縁日、婦人少年問題に関する協助員の事務露店、婦人少年問題に関する協助員の事務屋台、婦人少年問題に関する協助員の事務出店、婦人少年問題に関する協助員の事務仮設店舗、婦人少年問題に関する協助員の事務移動販売、婦人少年問題に関する協助員の事務行商、婦人少年問題に関する協助員の事務訪問販売、婦人少年問題に関する協助員の事務通信販売、婦人少年問題に関する協助員の事務カタログ販売、婦人少年問題に関する協助員の事務見本市、婦人少年問題に関する協助員の事務展示会、婦人少年問題に関する協助員の事務即売会、婦人少年問題に関する協助員の事務バーゲンセール、婦人少年問題に関する協助員の事務大売出し、婦人少年問題に関する協助員の事務特売、婦人少年問題に関する協助員の事務安売り、婦人少年問題に関する協助員の事務投売り、婦人少年問題に関する協助員の事務叩き売り、婦人少年問題に関する協助員の事務競り売り、婦人少年問題に関する協助員の事務入札、婦人少年問題に関する協助員の事務競売、婦人少年問題に関する協助員の事務オークション、婦人少年問題に関する協助員の事務先物取引、婦人少年問題に関する協助員の事務現物取引、婦人少年問題に関する協助員の事務証券取引、婦人少年問題に関する協助員の事務株式取引、婦人少年問題に関する協助員の事務債券取引、婦人少年問題に関する協助員の事務商品取引、婦人少年問題に関する協助員の事務為替取引、婦人少年問題に関する協助員の事務外国為替取引、婦人少年問題に関する協助員の事務貿易、婦人少年問題に関する協助員の事務輸出、婦人少年問題に関する協助員の事務輸入、婦人少年問題に関する協助員の事務通関、婦人少年問題に関する協助員の事務検疫、婦人少年問題に関する協助員の事務検査、婦人少年問題に関する協助員の事務鑑定、婦人少年問題に関する協助員の事務評価、婦人少年問題に関する協助員の事務査定、婦人少年問題に関する協助員の事務格付、婦人少年問題に関する協助員の事務等級、婦人少年問題に関する協助員の事務ランク、婦人少年問題に関する協助員の事務順位、婦人少年問題に関する協助員の事務番付、婦人少年問題に関する協助員の事務表彰、婦人少年問題に関する協助員の事務褒賞、婦人少年問題に関する協助員の事務賞状、婦人少年問題に関する協助員の事務賞金、婦人少年問題に関する協助員の事務賞品、婦人少年問題に関する協助員の事務賞杯、婦人少年問題に関する協助員の事務賞牌、婦人少年問題に関する協助員の事務賞章、婦人少年問題に関する協助員の事務賞旗、婦人少年問題に関する協助員の事務賞幟、婦人少年問題に関する協助員の事務賞のぼり、婦人少年問題に関する協助員の事務賞提灯、婦人少年問題に関する協助員の事務賞飾り、婦人少年問題に関する協助員の事務賞装飾、婦人少年問題に関する協助員の事務賞デコレーション、婦人少年問題に関する協助員の事務賞イルミネーション、婦人少年問題に関する協助員の事務賞電飾、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ネオン、婦人少年問題に関する協助員の事務賞看板、婦人少年問題に関する協助員の事務賞広告、婦人少年問題に関する協助員の事務賞宣伝、婦人少年問題に関する協助員の事務賞PR、婦人少年問題に関する協助員の事務賞CM、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスター、婦人少年問題に関する協助員の事務賞チラシ、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ビラ、婦人少年問題に関する協助員の事務賞パンフレット、婦人少年問題に関する協助員の事務賞カタログ、婦人少年問題に関する協助員の事務賞小冊子、婦人少年問題に関する協助員の事務賞雑誌、婦人少年問題に関する協助員の事務賞新聞、婦人少年問題に関する協助員の事務賞週刊誌、婦人少年問題に関する協助員の事務賞月刊誌、婦人少年問題に関する協助員の事務賞季刊誌、婦人少年問題に関する協助員の事務賞年鑑、婦人少年問題に関する協助員の事務賞白書、婦人少年問題に関する協助員の事務賞報告書、婦人少年問題に関する協助員の事務賞調査書、婦人少年問題に関する協助員の事務賞統計、婦人少年問題に関する協助員の事務賞データ、婦人少年問題に関する協助員の事務賞資料、婦人少年問題に関する協助員の事務賞文献、婦人少年問題に関する協助員の事務賞図書、婦人少年問題に関する協助員の事務賞書籍、婦人少年問題に関する協助員の事務賞本、婦人少年問題に関する協助員の事務賞辞典、婦人少年問題に関する協助員の事務賞事典、婦人少年問題に関する協助員の事務賞百科事典、婦人少年問題に関する協助員の事務賞辞書、婦人少年問題に関する協助員の事務賞用語集、婦人少年問題に関する協助員の事務賞便覧、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ハンドブック、婦人少年問題に関する協助員の事務賞マニュアル、婦人少年問題に関する協助員の事務賞手引、婦人少年問題に関する協助員の事務賞入門書、婦人少年問題に関する協助員の事務賞教科書、婦人少年問題に関する協助員の事務賞参考書、婦人少年問題に関する協助員の事務賞問題集、婦人少年問題に関する協助員の事務賞解答集、婦人少年問題に関する協助員の事務賞模範解答、婦人少年問題に関する協助員の事務賞試験問題、婦人少年問題に関する協助員の事務賞過去問題、婦人少年問題に関する協助員の事務賞予想問題、婦人少年問題に関する協助員の事務賞模擬試験、婦人少年問題に関する協助員の事務賞実力テスト、婦人少年問題に関する協助員の事務賞学力テスト、婦人少年問題に関する協助員の事務賞適性テスト、婦人少年問題に関する協助員の事務賞知能テスト、婦人少年問題に関する協助員の事務賞心理テスト、婦人少年問題に関する協助員の事務賞性格テスト、婦人少年問題に関する協助員の事務賞診断テスト、婦人少年問題に関する協助員の事務賞検査、婦人少年問題に関する協助員の事務賞診断、婦人少年問題に関する協助員の事務賞治療、婦人少年問題に関する協助員の事務賞投薬、婦人少年問題に関する協助員の事務賞注射、婦人少年問題に関する協助員の事務賞手術、婦人少年問題に関する協助員の事務賞入院、婦人少年問題に関する協助員の事務賞退院、婦人少年問題に関する協助員の事務賞通院、婦人少年問題に関する協助員の事務賞往診、婦人少年問題に関する協助員の事務賞看護、婦人少年問題に関する協助員の事務賞介護、婦人少年問題に関する協助員の事務賞リハビリ、婦人少年問題に関する協助員の事務賞機能訓練、婦人少年問題に関する協助員の事務賞作業療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞理学療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞言語療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞音楽療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞芸術療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞心理療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞精神療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞催眠療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞暗示療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞自律訓練法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞森田療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞内観療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞集団療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞家族療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞行動療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞認知療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞来談者中心療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞クライエント中心療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非指示的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞指示的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞折衷的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞総合的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞包括的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞全人的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ホリスティック療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞代替療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞補完療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞民間療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞伝統療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞漢方療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞鍼灸療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞指圧療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞マッサージ療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞按摩療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞整体療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞カイロプラクティック療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞オステオパシー療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ボディワーク療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞エネルギー療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞バイオフィードバック療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ニューロフィードバック療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脳波療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脳磁図療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脳血流療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脳代謝療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脳機能療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脳科学療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞神経科学療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞認知科学療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞行動科学療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞社会科学療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞人文科学療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞自然科学療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞総合科学療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞脱超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞反超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞非超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超学際的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞メタ超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞トランス超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越超越的療法、婦人少年問題に関する協助員の事務賞ポスト超

集いを開くことになっています。また十八日には――これは全国で最初のものと思いますが――新聞配達の年少者五千名を豊島園に集めて野外で慰問をすることになりました。新聞社や新聞販売協会などに協力してもらい、婦人少年協会本部支部後援の形で開催します。宣伝啓蒙の仕方は、こういう機会を通じてやるのが一番有効だと思います。自主的な活動としては婦人少年協会の東京支部の結成がその一つで、これは室や本部から奨められたのではなく、協力員として室の少ない予算では十分な活動ができないことを痛感しましたので、外部に団体を結成して予算の裏付けをつくり、仕事をしやすい方向に持っていったらどうかということになり、全員賛成して、結成されました。まず基礎になる二百人の会員をつくり、各協力員がそれぞれ何人を、というふうに会員をふやしていくことによって啓蒙活動もより多くの人々にゆきわたることになります。

講演会・座談会でも一か所で開かず、五地区の協力員が各地区に即した会をそれぞれの地区で開くようにしています。また学校に勤労学徒教育振興会というのをつくり、昼働き夜学ぶ年少者のために親代りをつくって事業主と話し合い、働く年少者の福祉のために研究しあうこともしております。それから働く年少者のための「雨にも風にもまけない図書室」というのを、国会図書館の御協力で作りました。これが新聞に載ったので、公民館でも図書室を作ろうということになり、さらに地区ごとに作ろうというようにひろがって、一つの仕事が大きな啓蒙宣伝の役割をしました。一人一人の自主的活動も大切ですが、ブロック的に行なった方がより効果的だと思います。

沼宮内 ふだんは私の町の小さい範囲で活動していますが、山村漁村の調査などは、それにぴったり合う方々を集めてお話しあいをします。売春防止の運動は県下を十五地区に分けてやりました。

上田 私の方では市の公報に流してお知らせするようにしています。

花岡 今までは受身の形で室長の命令で動いていましたが、今度は協力員の数も二十三人になりましたので、もっと自主的に活動したいと思っております。新しい方には仕事の内容がわかりませんので協力員の連絡会をつくりました。本省の資料や印刷物は大変よいのですが、数が少ないので重点的に配布するようにしています。岐阜では、女工員が売春婦に転落する場合が多いので、売春防止運動の時には、活動の目標をここに集中して各地区でそれぞれ行いました。青少年の保護運動も同じような方法で行います。売春婦たちの中には防止法ができたことも知らない人が多いので、そういう人たちが必ず来ると思われる浴場にポスターを貼らせてもらいました。そのポスターの下の方に、その地区の担当協力員の住接宣伝するようにつとめています。十月八日には――これは全国で最初のものと思いますが――新聞配達の年少者五千名を豊島園に集めて野外で慰問をすることになりました。新聞社や新聞販売協会などに協力してもらい、婦人少年協会本部支部後援の形で開催します。宣伝啓蒙の仕方は、こういう機会を通じてやるのが一番有効だと思います。自主的な活動としては婦人少年協会の東京支部の結成がその一つで、これは室や本部から奨められたのではなく、協力員として室の少ない予算では十分な活動ができないことを痛感しましたので、外部に団体を結成して予算の裏付けをつくり、仕事をしやすい方向に持っていったらどうかということになり、全員賛成して、結成されました。まず基礎になる二百人の会員をつくり、各協力員がそれぞれ何人を、というふうに会員をふやしていくことによって啓蒙活動もより多くの人々にゆきわたることになります。

講演会・座談会でも一か所で開かず、五地区の協力員が各地区に即した会をそれぞれの地区で開くようにしています。また学校に勤労学徒教育振興会というのをつくり、昼働き夜学ぶ年少者のために親代りをつくって事業主と話し合い、働く年少者の福祉のために研究しあうこともしております。それから働く年少者のための「雨にも風にもまけない図書室」というのを、国会図書館の御協力で作りました。これが新聞に載ったので、公民館でも図書室を作ろうということになり、さらに地区ごとに作ろうというようにひろがって、一つの仕事が大きな啓蒙宣伝の役割をしました。一人一人の自主的活動も大切ですが、ブロック的に行なった方がより効果的だと思います。

沼宮内 ふだんは私の町の小さい範囲で活動していますが、山村漁村の調査などは、それにぴったり合う方々を集めてお話しあいをします。売春防止の運動は県下を十五地区に分けてやりました。

上田 私の方では市の公報に流してお知らせするようにしています。

花岡 今までは受身の形で室長の命令で動いていましたが、今度は協力員の数も二十三人になりましたので、もっと自主的に活動したいと思っております。新しい方には仕事の内容がわかりませんので協力員の連絡会をつくりました。本省の資料や印刷物は大変よいのですが、数が少ないので重点的に配布するようにしています。岐阜では、女工員が売春婦に転落する場合が多いので、売春防止運動の時には、活動の目標をここに集中して各地区でそれぞれ行いました。青少年の保護運動も同じような方法で行います。売春婦たちの中には防止法ができたことも知らない人が多いので、そういう人たちが必ず来ると思われる浴場にポスターを貼らせてもらいました。そのポスターの下の方に、その地区の担当協力員の住

所氏名を書き入れておいたので、それを見て相談にきた売春婦もありました。実際に当ってみると、もっともっと宣伝活動をしなければならないと思います。

笹口 啓蒙活動はいろいろな方法で、あらゆる機会をつかんでやっていく必要がある。それと同時に、あきずに日常活動を積み重ねていく、といっても二六時中たずさわらなければいけないというのではなくて、各自の条件でなし得ることをすれば十分だということですね。

・調査活動について・

では第二の調査活動に入りたいのですが、これにも室長からの要請による場合と、自主的にやる場合とありますね。私が協助員だとしたら、地域の実状が正確にわかって、それに適応した方法で展開した方が、よい結果が得られるのではないかと思いますが、いかがでしょう。

佐藤 前もって調査しておくことはいちばん大切だと思います。まず受持地区の実態をつかんでおくことです。例えば内職の状況を調べておく。これは経済に結びついていますが、経済の状態は一番根本になるもので、すべての問題と結びついていますから、それがまず解決されなければなりません。あまりくわしく調査すると、刑事みたいだと云われますが自分たちの身方だということがわかると素直に話してくれます。売春業者のボスのちょう報機関はすごいもので、調査するにも命がけですが、こういう調査がうまくできるのも協助員の力だと思います。また紡織業に働く人たちの実態調査などは、業者が実態を知られるのをいやがるので、なかなか困難でしたが、こういう場合に協助員が、調査の目的を関係者によく納得させてやったからできたのだと思います。それから調査したあとの結果の処理の仕事もなかなか手のかかることですが、これにも協助員が手弁当で協力しました。

赤木 私は自分が中小企業の相談所にいる関係で、五十人未満の工場の九〇%について年齢、性別等を調べておきました。こうしておけば、室長から連絡があったとき、その問題をどこの事業場に持っていけば解決するかということがすぐわかります。また、託児施設の調査をしたのですが、これは大阪府の公務員が夜に調査したもので、地域別の託児所の必要数とか受入れ状況などの調査です。

上田 私の方では農家の生活調査をすることになり、まず八反耕作の農家の婦人の調査から始め、次に五反耕作をやり現在、三回目の調査に取りかかっています。

花岡 私の方では機屋で働く婦人の生活時間を調査したのですが、この調査によって、この人たちは八時間くらい睡眠時間をとっていることがわかりました。調査しない前はもっと睡眠時間が少いと意見がありましたら……

佐藤 一番困るのは私たちに調査し得るにはずい分費用がかかりますが、それをどうするか……。岐阜は婦人会との連絡がねるいのでやりにくいのです。

上田 私は自分が婦人会に関係しているので、その点都合よくいっています。婦人会を通じて調査してもらうこともできますし、いろいろな点で協力してもらうことができます。

佐藤 私の方ではこれからは、そういう費用も婦人少年協会の支部で出すようにします。今までは個人が自弁でやっていましたが、それでは負担が多過ぎて、家庭の経済にまで影響しますから、この点については本省としても将来考えていただきたいと思います。

笹口 暇も経費もないような場合には他の官庁や団体などで作っている調査資料を集めて、管内の実状を知るという方法はどうでしょうか。

佐藤 私は区役所や福祉事務所や警察や監督署などに行って、資料をいただいてきます。

花岡 売春婦などはモグリが多いので正確に調べるのは大変ですが、警察に行けば、それに関する資料があって、それである程度はわかりますから、自分の手で最初から手さぐりで調査するよりも、まず、そういうものによって実状をつかむのがよいと思います。

笹口 本省で行う調査について何か御意見がありましたら……

佐藤 一番困るのは私たちに調査し得る権利がないことです。

笹口 役人は調査票を持っていて、それで調査することができますが、協助員の方には権限がありませんからね。

佐藤 身分証明書があっても、拒否されれば仕方がありません。

花岡 前借金など、調べる権限があるんでしょうか。

上田 私は警察の方と一緒に行きました。

佐藤 ある事業場に勤めている年少者の人たちから、会社側が労組との労働契約を実行しないといって私のところへ来たので、事業主に会いに行ったら、関係書類を見せてくれませんので、監督署に頼んで調べてもらいました。拒否されれば仕方がないが、見せてくれれば調査して差支えないのです。

笹口 拒否された場合には権限を持っている室長に連絡してお願いするのがよいと思います。

・相談業務について・

では次は相談業務についてお話し願いたいと思います。これは一番やりがいのある仕事だと思いますが、小林さんいかがですか。

小林 私は安定所にいる関係で、就職相談が多いのですが、安定所の担当者に取ついてあげます。

赤木 なかなか仕事は多いのですが、未亡人になったばかりの人の就職や若い

娘さんの転職などの相談に応じ、自分の本職の関係で、事業場のことはよくわかっていますので、三つのうち二つくらいは成功します。労働基準関係の仕事もありますが、私には事業場の様子がわかり過ぎているので、私が取次いだということが会社側にわかると、会社側がいやがるというようなこともあつて、なかなかむずかしいのです。

沼宮内 私の場合は家庭裁判所の調停委員をしている関係で、子供のこと、夫婦関係など、身上相談のようなものが多いのです。

笹口 相談を自分の力で解決した例がありましたら、お話し下さい。

佐藤 福島県の人で、家庭は裕福なのですが事情があつて一人の子供を保育所にあずけて上京して来ました。住居もないので、つれこみなどもあるような割ぽう旅館に住みこんだ。すると客の酔漢に襲われて、拒否したら乱暴されて腕にあざをつくつてしまつた。そこの主人が私の会社の同僚と関係のある人なので、私が相談に乗ることになり、安定所に頼んで就職させ、転落の一歩手前でくいとめたというわけです。

花岡 私は一人の娘をかかえて困つて相談に来られた未亡人を救つておげました。今は栄養士になつて娘さんと気やすく暮しています。子供を持つている人は強いと思いました。

笹口 処理するのにいちばんむずかしい点は……。

上田 これは皆さんに御批判を仰ぎたい例なのですが、転落した娘から里親の所へ助けてもらいたいと手紙が来たというので、その里親が私のところに相談に来ました。私は雇主のところへ行つて借金を返してその娘をつれ戻してきました。そしてある家へ女中にやつたのですが、そこの奥さんが嫉妬深かつたせいかその家を出て、映画館に入つて、退け時に海まんじゆう食べて自殺をはかりました。一命はとりとめて帰つて来たので、いろいろ話してきかせて、またほかの家へ子守に出したのですが、そこの女中とけんかして、電話をかけてきて、最初に転落して救いを求めてきた店に帰りたいというのです。私はさんざん考えましたけど、こういう娘には、まじめな縁談はなかなかないし、結局、こういう娘は泥沼の中でなければ花を咲かせられないのではないかと判断して、又もとのところに返しました。ああいう場所があるからには、こういう娘は救われないとつくづく思いました。

花岡 一度転落した子を縁づかせようとして、今も世話しているのですが、どんなものでしよう。

上田 また元に返したと云つたら、室長がびつくりされましたけど、私としては何とかして救おうとして努力したのですが、だめでした。

赤木 人物その他から判断して、どこの団体や官庁と連携することによつて、どの仕事も有効適切に運ぶというわけです。で、なるべく方々へつねに顔を出すことが大切だと思います。

赤木 協助員の心構えとして一番大切なことは、名前の示すように「協助」することで、単独行動でもなく、また派手な仕事でもない。方々からあらゆる栄養素を吸収して、仕事を進めていくことだと思います。これは、あの市会議員に、これはあの民生委員に、というように頭を働かせて、皆の力を借りなければ、とてもできる仕事ではありません。隠れた地味な仕事をする、隠徳を積んで仏さんになるというような気持で、それぞれの持場にいる人を生かしていく。自分の功を立てることではなく、ゆずる心でやらなければならないと思つています。

・協助員相互の連絡について・

笹口 協助員が互いに意志の疏通を図る意味で、すでに相互連絡の機関ができているところもありますが、その効果についておきかせください。

沼宮内 私のところに、おばさんに馬市につれていかれたという娘が警察からまわされて来ましたが、その人など、協助員と警察がにくらしい、のろい殺してやるとまで云つて恨んでいました。

笹口 実際に手がけられたお話を伺いますと、なかなか大変な仕事だということがよくわかりますが、それだけに大切な仕事でもあるのですね。

・関係機関との連絡について・

では次の問題は関係機関との連絡ですが、今までのお話の中にも出ていますし、すでに十分していらつしやるところもありますが、さらに十分にする必要があると思いますので、……

佐藤 一つの問題を片づけるにも方々の官庁に関係がありますが、なわばり争いのようなものがあると、やりにくくて困ります。現在の各官庁の在り方を見ますと、縦の流れはうまくいつているが、横の連絡がないように思われます。そこで私が考えますには、協助員の役割は、横に竿さして、このバラバラな機関を総合的にまとめて、問題を処理することだと思います。私は戦後、早く世の中をよくしたいと思い、産業団体に関係して、地域労働基準法推進会をつくりました。一つの団体に関係すると、労政事務所、福祉事務所と、方々に関係ができ、顔も広くなつて、仕事がしやすくなり、みんながよいと思います。仕事を推進する世話

役の立場から云いますと、五十五人全部の者に共通するものは幅がせまいので、各人の立場を知つて、一人一人に適切な面で働いてもらうようにすることが大切じやないかと思います。

上田 岡山県では今連絡会の規約を作つています。

佐藤 東京は二十三区八市三郡で、これを五つのグループに分け、十七ある監督署を中心に地区連絡会をつくつています。二か月に一回会合し、毎回十数人が集まり、ほかに監督署、労政事務所、福祉事務所、婦人団体、産業団体からも出席してもらい、共に研究して仕事を進めていくようにしています。協助員の仕事は総ての力が集められてできるのですから、今度の全国協議会は大変意義があると思います。毎年一回は必ず開いていただきたい。これは協助員精神をもりあげる上に大変に有効だと思います。

笹口 最後に協助員として苦しかつたこと、困つたこと、また、うれしかつたことなど、おきかせ下さい。また、本省に対する希望でも、おしかりでも……。

佐藤 室の職員が十分に働くことができるように、もつと予算と職員をふやしていただきたいと思います。全く、はたで見ていられないのです。

上田 予算増加のために私たちが陳情に行つてもよいとさえ思つています。

沼宮内 売春問題の処理の場合、更生させようと思つても受け入れる場所がないのが一番困ります。真剣に考えてほしいと思います。

花岡 売春問題の相談員は厚生省と労働省と二本になつていますが、相手は一つなのですから、幹部の方が一つになつていただけたらと思います。

赤木 同じ労働省関係でも四つの機関があるので、それらの密接な連絡の上にも立つて仕事を運ぶようにできないものかと、つくづく考えさせられます。

一同（異口同音に）御同感です。

小林 茨城県ではその点はわりにうまくいつているように思います。私としてお願いしたいことは、折角各地に協助員会ができたのですから、さつき佐藤さんも云われたように、その力を中央に結集して大きな力に盛上げるようにしたいと思います。今のように各地の連絡がないと、お互のやつていることがよくわからないので、啓発しあうことができないのじやないでしようか。

佐藤 全体がそういう機運になればできるのじやないでしようか。私は、もつと協助員の存在を人々に知らせたいと思います。知られることによつて活動もしやすくなります。早い話が、議会の予算獲得でも、議員たちに認められれば取りやすくなるでしよう。そのために東京では、先だつて福祉事務所長を集めて協助員を紹介しました。次に保護司をお呼びするというふうにして、順ぐりに認識してもらおうと思つています。

婦人少年問題審議会新委員による 第一回総会が開かれた

十月一日付で婦人少年問題審議会の新委員が左記の通り委嘱されたが、十一月五日には労働省大手町会議室において、その第一回総会が行われた。

婦人少年局長並びに斉藤事務次官の挨拶、新委員の自己紹介、各課長による各課所掌事務の説明ののち、会長、副会長の選出が行われ、新会長には山高茂氏が、副会長には桐原葆見氏が就任した。

会長より、婦人労働、年少労働、婦人問題の各部会員の指名があり、各部会長が選出された。なお委員の構成は使用者代表六、労働者代表五、公益代表一八、計二九名である。

婦人少年問題審議会都会別委員

（順序不同）

婦人労働部会

（使用者代表）

日本紡績協会労務課長　吉藤雅亮
三菱銀行人事部長　重広　敏
日経連調査部長　佐々木　大

（労働者代表）

全機同盟中央執行委員
寄宿舎対策部長　船山登美
日教組中央執行委員婦人部長　千葉千代世
造船総連中央執行委員総務部長　鈴木政子

（公益代表）

NHK婦人課長　（部会長）江上フジ
全国未亡人団体連絡協議会事務局長　長山高茂
財団法人労働科学研究所副部長　勝木新次
朝日新聞論説委員　伊藤昇

年少労働部会

（使用者代表）

日本光学（株）取締役　乗富丈夫
中小企業協同組合中央会常任理事　遠山長雄
婦人経営者連盟理事
大久保耳鼻科病院長　大久保松代

（労働者代表）

総評議会福祉対策部長　塩谷信雄
全日本中小企業労働組合総連合会事務局長　望月源次

（公益代表）

財団法人労働科学研究所所長　（副会長）桐原葆見
東新会常務理事　（部会長）佐藤利三郎
中央大学教授　那須宗一
毎日新聞論説委員　五島貞次

婦人問題部会

慶応大学教授　（副部会長）森　五郎
慶応大学教授　原島　進
東京大学教授　川島武宜
評論家　坂西志保
日本女子大学教授　氏家寿子
弁護士　久米　愛
評論家　（部会長）西　清子
国鉄労組婦人部長　丸沢美千代
石川島重工業取締役　安斉　満
読売新聞論説委員　山崎　功

（公益代表）

協動員活動の具体例

地域社会の協力による年少者の福祉のための広報活動

福井・協助員　服部シズヲ

私の住む武生市は、人口六万余、福井市につぐ第二の市であります。この武生市に「働く年少者の会」というのが、昨年の二月に生まれました。

現在会員は二五〇名で、読書会・座談会・討論会・講演会・野球大会・ハイキング・映画鑑賞会、女子には特に料理講習会・ピンポン大会等を事業として行っていますが、この会は身心共に健全な社会人、産業人として育つことを目的としております。

この会が生まれたのは、一昨年（昭和廿九年）十一月の年少労働者の保護運動の期間に、福井婦人少年室の主催で、事業場に働く年少者の代表を集めて「働く年少者の声をきく会」を開いたのが、きっかけとなったのです。私もその会に出席して年少者の声をきいたのですが、遊び道具がほしいとか、読書の施設がほしいとか、大人は私達を小さい者だと思ってズルイ事をするとか、定時制高校に行くため働く時間（夜勤）を考えてほしいとか、色々の声が出ましたが、その中で私の胸を強く打ったのは、「僕達は社会から忘れられているんだ。」といった一言であります。

会員の殆んどは中学卒業後すぐ仕事についている人達で、ごく少数のものが定時制高校で学んでいる状況です。高校に進学した彼等の友達は学校という社会で幸福に勉強していますし、成人に達した若い人達は青年団や文化団体に加入して楽しい生活をしています。ところが、この子供達は誰から保護される事もなく、冷い空気の中で、なれぬ仕事も周囲からは一人前として見られ、大人の下積になっている感があります。そこで、その時の結論として、自分達の立場をより楽しい愉快なものにし、よりよい社会人、産業人となるためには、自分達の会を作ろうという事に意見が一致しました。

私の広報（啓蒙）活動は、「この社会から忘れられている。」……この一言に勇気づけられて、会を作る事、会を育てる事のために始まったといえます。

先ず、各事業場の代表者を集めて準備委員会をつくりました。そして監督署、労政事務所、職業安定所と一体になって何回もの会合を重ねました。ようやく翌年二月各事業場や市の協力を得て、映画館で結成式を挙げたのであります。

それからのこの会の行事は一々新聞に細々と発表されていますが、武生市はいうに及ばず、県下にこの働く年少者の会は知れ渡ったと見えて、あちこちで、こうした会を作りたいという声をきいています。

又、機会を捕えての広報はとても大切だと思います。昨年冬、市の公会堂で新生活発表会が各種団体合同で開かれました。その時、市の教育委員会にお願いして年少者の会からも代表を出させてもらいました。鋭く大人の社会を批判して、非常に反響を呼んだのですが、私もその折を逃さないで、多くの聴衆に、この会の目的を伝え温い指導を呼びかけ、大いに効果があったことを喜んでいます。

尚、本年は勤労者の美術展に年少者の室を設けていただき、書道・絵画・写真等を出品しました。これもまた、新聞の広報と相俟って、観覧者は働く年少者に好感を抱き、働く小さき者、弱き者への激励の気持が観覧者の眼に伺えて、涙が出る程嬉しい気持がしました。

野球大会も三回開きましたが、年少者の出場のために、ユニホームを新調するという事業場もできて、大人のいたわりがだんだんと広まり、年少者の働く意欲も増して楽しい職場が作られつつあります。

特に本年は機関紙を年三回発行する事に決まり、八月上旬に第一回目の「若い集」ができたのであります。総てで三二頁、二十七名の原稿が集録されています。私もかいています。この「若い集」を会員が非常に喜んだことは申上げる迄もありませんが、各事業場・官庁・教育委員会にも配りました。各方面からこの会は見直されたようで、機関紙による広報価値は実に大であったと信じます。市の社会教育主事さんもこの会に献身的の努力をして下さいまして、来る十五日には社会教育主事さんを囲んで「若い集」の座談会を開くことになっています。

その他ピンポン・バドミントン大会・料理講習等については、会場や用具に困っていますが、学校や公民館・事業場等にお願いして借りています。

このような事業にはなかなか経費もかかります。最初年額二〇円の会費でしたが、本年からは会員の盛上る意見により百円にしました。けれどこの機関紙だけでも一冊三〇円もかかるので、まだまだ足りません。美術展・体育会の賞品等を入れると相当の額になります。それで去る九月二十日には、市の中央公民館をかりて基金募集の意も含め、慰安の演芸大会を開きました。各方面からの協力を得まして約二万円の純益をみました。又地元選出の県会議員のお骨折で、県費で二六千円で買取られた。これが同町の叶屋という置屋である。然し二、三日たつとここもやはり同じだった。泊り客のない時はストリップを踊らせられた。そしてだんだん病毒をうつされた。友達の娘はこの町のどこかにいるらしいが逢うこともできず家も知らなかった。これが彼等の常套手段のタライ廻しで、情け顔して又売り飛ばす手である。

〔処置〕　私は母キヨノが持つて来た手紙を見、すぐ警察を訪れ、その善処を依頼し、同時に婦人少年室・職業安定所・児童相談所と一気に廻った。その結果各庁の緊密な協力のお陰で意外に早く親元に帰ることができた。しかし帰つて来た娘は立つておられない程の病毒に犯されていた。

〔意見〕　一見ありふれたケースだが、重要にして深さを感じる。問題はハル子にあるのでなく、母親にあり、更に遡つて祖父母にその原因がある。なぜならば無智で貧農で年中仕事に追いまくられ、子供の教育など思いもよらない下流生活者であり、子供ばかり多かつた。母のキヨノも投げ捨てられた児のように成人したのである。従つて子供に対する教育の重要性は念頭になく、長年の自分の非行を子供が鏡に写して実験したことに気がつかないばかりか、自らを恥かしいとも感じない。ここに問題がある。又特別技能とてない三人の子供をかかえた女の余りにも悲しい生活の闘いでもある。私はこ

万円がいただけるようにもたりました。

このようにして、働く年少者の会は、地域社会の温い協力の下に経済的な裏付もできて、会員達は自分達で考案した図案のバッジを胸に、楽しい職場で働いています。

その他、婦人の面では、本年の婦人週間の目標「みんなで日本の家庭を明かるくする」ために、人里離れた山村の婦人達と、或いは会社の社宅の主婦達と、又は製紙工場に働く婦人達と何回もの座談会や幻灯会を開いてまいりました。

以上は私の協助員としての広報活動の一端ですが、私の働く原動力が、福井婦人少年室長の温かい励ましと力強い指導であることはもちろんです。また、労働三官署の打つて一丸となつた行動が地域社会の啓蒙活動を強力に押し進めたものであることも強調したいと思います。

転落者の相談とその解決例

秋田・協助員　三浦源之助

私の持つたケースの中でも、このケースはまことにありふれたものである。めまぐるしい世のかたすみに日常茶飯事として起こり、川の流れにポイと捨てられる紙くずにもひとしい問題であろう。

といつても、その解決はなかなかむずかしい。とても手におえないことだとも考えたが、しかし、私がそれに取組まなくて、誰がやつてくれるだろう。次にこの事件のあらましを述べることにする。

×

〔家庭〕　母佐藤キヨノ（四九歳）は秋田市近在の貧農の七人兄弟の三女として生まれ、二十三歳で嫁入り、翌年離婚、それ以後市内を転々し、女中奉公中ある商店の主人と関係を生じ、妻となり、長女ハル子（十八歳、一本人）、次女トミ子（十三歳）をもうけた。戦後、その男と死別、新しく夫とも、友人ともつかない五十年配の男が出入りしているうち、三女ミツ子（八歳）が生まれた。

〔生活状況〕　長年、間借、借家生活をし、資産もなく生活は下流の中であつた。戦後の混乱期に通称〝神様〟といわれる祈禱師になり、追々生活は楽になり、信者その他の応援で下八畳六畳二階六畳の家を建築し、一応生活は安定期に入つたが、その頃妙な男が出入しては泊るのを子供達は長年にわたつて見ていた。

〔経歴＝生育歴〕　実母の私生児であるハル子は別に非行少女ではなく、むしろお人よしな方で、家庭内も比較的和合していたが、母が外出がちなので子供の守

話したら大変同情して「家ならそんな事はさせないし手紙も自由に出せる」といい、言葉につられて、本人の知らない参万

主婦の生活時間実態調査

石川・協助員
丹羽直枝

一、目的・対象・方法

婦人週間の「家庭を明るく」について啓蒙しようと思つたが、高松町は機業地で、主婦の殆んどは織布工として朝は早く帰宅は遅いので、疲労は烈しく眠るだけという状態なので、生活時間のあり方についての問題点を知るため調査を実施した。対象は高松町婦人会役員中の織布工三十一名で、婦人週間前の三月三十一日に行なつた。

まず調査用紙をプリントして、婦人会役員の会合を利用してこれを配布し、記入してもらい、その場で回収した。なお、この調査は私一人で実施した。

二、調査の結果

調査の結果打開策として次のような結論を得た。

○週一度の休日が必要

○能率的な生活様式、○勤務時間の縮少

○男性側の理解、○工場主の理解

この調査については、第八回婦人週間に「主婦は疲れている」という題で結果を発表した。調査の結果は次の通りである。

高松婦人会役員中織布工三十名につき

一、起床時刻	午前五時	一五名	
〃	四時	一五名	
二、始業時刻	午前五時	五名	
〃	六時	一四名	
〃	七時	七名	
〃	八時	四名	
三、勤務時間	一五時間	五名	
〃	一三〃	一二名	
〃	一二〃	九名	
〃	一〇〃	三名	
四、睡眠時間	五時間	三名	
〃	六〃	三名	
〃	七〃	五名	
〃	八〃	一八名	
五、子供の教育	よくみる	四名	
	時々みる	三名	
	殆んどみない	一六名	
六、衣服	△1.洗たく	一名	
	△2.つぎもの	一五名	
	3.更生	三名	
	4.自作	一九名	
	5.他作	四名	
七、食事の手順	簡単な料理	一四名	
	同じものが続く	四名	
	既製品ですます	二名	
八、体の故障	肩のこり	一二名	
	胃腸病	一一名	
	腰のいたみ	一名	
	冷症	五名	
	背骨の痛み	一名	
九、希望△1.時間の余裕がほしい		一四名	
△2.給料をあげてほしい		一四名	
3.手伝いがほしい		九名	

（註）△印は人数が重なつている。

婦人少年室が委嘱している協助員の現状は個々の配置に放任せられている傾向が強く、この事が相互の連絡による問題処理、及び情報、資料交換等の連絡によつて、協助員活動がより一層の効果をあげてゆく上に、大きな難点となつているのではないか、との危惧を常々私は抱いていた。

先般私は平野八千代という鉱山の少女の転落防止を取扱つた体験がある。

彼女の父は小鉱山に働く採炭夫であつたが、素行がよくないため失業し、三人の子供と老母、妻を抱えて生活に困窮した。結局先妻の子である長女の八千代を、中学一年で長欠させ、知人の世話で或る食料品店に子守にやつた。一年間その主婦に愛されて、八千代は継母の許にいた時よりむしろ幸わせであつたが、主婦の急死のため失職して実家に帰された。

ところが帰宅したその日から継母は彼女を邪魔者として、虐待し始めた。血縁の祖母はみかねて、本人が美少女でもあるので性質のよくない隣人と継母が謀つて、花街へ売りとばすのでないかとの不安も感じ、八千代をつれて家族に内密に飯塚職安に現われ、早急に住込み女中の口でも斡旋してくれるよう嘆願したが、彼女が十五歳未満であつたため、職安では原則として就職斡旋はできず、しかし実状は見逃すわけにゆかぬので、婦人少年室を通じ協助員の私に連絡依頼があつた。早速市内の心当りを探してみたが思わしくなく、どうしたものかと思案の末飯塚地区内の協助員に実状を訴えて援助を乞うた。（当時同地区協助員三名、現在増員されて九名）

幸いに協助員から飯塚出身で横浜に在住する実業家である知人のA氏が、かねがね郷里の不幸な少女をひきとり育てる意志あることを話していたので、連絡してみようとの申出があり、話は快的に進行した。そして彼女が祖母と共に職安を訪れてから日ならずして、愛知県に集団就職してゆく鉱山の少女二十名と共に職安の係官につきそわれてA氏の許へ旅立つていつた。

以来A氏の許で昼は中学に通学し帰宅後は家事を手伝いながら洋裁、編ものにA氏夫人の指導の下で専念している。幸いA氏夫婦の気にも入り娘分として育成した上で、就職なり、結婚なりの面倒までみたいとの便りも届いている。

以上関係機関と協助員或いは協助員相互の連絡提携により、不幸な少女が転落の危険から救われた一事例であるが、私はこの体験から今後の日本の繁栄と安定は、婦人と年少者を中核とする問題の処理に負う所が大きいことを痛感した。そして問題の調査・集計・指導・啓発等の業務開始するので、今女工募集中とのこと処理及び情報資料の交換のために、地域的協助員相互の連絡強化は焦眉の急を要する重用な問題であると考え、協助員地区別連絡会の必要性と実現について、今回開催された福岡県婦人少年室協助員事務打合会の席上で提案した次第である。

幸い御出席の本省係官並びに、室長の御賛同を得、福岡県においては早急にこの地区別協助員会が組織され、左記の体系により活動を強化する事となつた。

県婦人少年室
地域別協助員会 ┬ 1 2 3 4 5 ┐
連絡 協調＝(室) 交渉

協助員は婦人少年局の尖鋭的触覚としての重責を自覚して、この職域の強力にして、緊密な連絡協調により、使命達成に専心したいと思う。

協助員の連絡によつて少女を救つた例

福岡・協助員
古賀博演

活動日誌

山口県・協助員
中村幸枝

○年少者就職斡旋の事例

昭和三十一年七月――九月　七月半ばごろ、私の友人から次のような連絡があつた。中学校を卒業して、現在山口市のサラリーマンの家庭で女中をしているが七月末で不要になるので、他へ女中の仕事を見つけて欲しいというのである。早速徳山公共職業安定所へ出向き、業務課長さんに面会、女中入用の申込をしらべたところ適当なところが幾つかあつた。直ちに友人に連絡し七月三十日始めて当人に会い、就職についての希望をきく。

紡積女工として働き集団生活がしたい意向なので、その足で職安へ同行、業務課長に面会して本人の希望を述べたところ、広島に紡績工場があり、十月から採用試験があり、即日採用が決定した。本人からの便りで一週間前から工場で現場につき、元気に楽しく働いているとのことである。

○啓蒙活動事例

▲昭和三十一年九月十六日　周防地区草の実会九月例会で、会員の要望により「婦人少年室と私達」という題で、婦人少年室の仕事の内容、協助員の仕事、婦人少年室との連がり等について話し、続いて会員からの質問に答えながら種々啓蒙した。これを民間放送ラジオ山口が録音し、婦人向番組「くらしのしおり」の時間（九月二十日）に放送した。

▲昭和三十一年二月　山口市白石中学校の申出によつて、中学校を卒業して直ちに就職する三年生男女を対象に、社会に出て新しく就職する者の心構について二時間余り講話を行つた。

▲昭和三十一年十二月十五日　県立徳山商工高校で、就職を希望する女子卒業生を対象に婦人の職業意識の高揚について話した。徳山公共職業安定所の業務課長さんにも出席していただき、徳山地区の女子の職場、就職の現状等について話していただいた。質問に答えながら啓蒙をした。

▲昭和三十年十一月　徳山労働基準監督署と協力して、地区の中小企業場の労務管理者と年少労働者に集つて貰い、年少労働者の上手な労務管理について、署の課長と私で話をし、続いて各労務管理者の現場の問題を出してもらい、互いに話し考え、年少労働者の声も交えて年少労働者保護育成の啓蒙をした。

▲昭和三十年四月三日　須々万村婦人会総会に出席し、社会的な物の見方、考え方について話をし、農村婦人の啓蒙に努めた。

○身上相談の事例

▲四十三歳の無知な教養低い女性保護法の適用と離婚について

昭和二十九年――三十一年春

酒ぐせ悪く他の女性と関係した夫の虐待に心身共につかれ、夫婦喧嘩が絶えずその上、夫は生活費を入れないので母娘はその日の暮しに困つてきた。事情を知つた私は、生活保護法を受けるよう民生委員へ話して手続をとることを彼女に教えた。民生委員の努力で適用を受けた。

夫が時折帰宅することから、彼女は生活保護法を取消されるかとノイローゼにかかり、生きる希望を失い、自殺を口走るようになつた。役場の民生課へ私が出向き、係の人に彼女の事をよく依頼し、希望を持たせて欲しいと要望した。その効果はてき面であつたが、その後、夫の酒乱による暴行のため母娘が逃げ出すこともしばしばであつた。ついに本人の意志により民生委員を仲介として夫との話し合いの結果、協議離婚し、現在保護法の下で、健康を取戻し、日雇などにより

母娘共に幸福に生活している。

▲バス車掌（男子年少労働者）の補導

昭和三十年十月――三十一年四月

バス会社の車掌教育係主任から、少年車掌が不良仲間にはいったらしいから補導してくれるようにとの連絡があった。早速公休日に私の家へ来てもらい、懇応しながら少年と二人で長時間話し合った。

その結果分ったことは、仕事に自信を失っていること、寮に年少者に対する福祉施設が乏しいこと、余暇活用がうまくいっていないことである。これに対し、会社側へ余暇活用の指導を行うことと、福祉施設を早急に実施することを要望した。また、本人には不良仲間からぬけ出ること、自動車の運転免許をとるため勉強をすることなどをすすめた。その後何度も本人と会って励まし、希望を与える努力を続けた。会社はピンポン台をすぐに設けてくれた。

協助員相互の連絡機関設立とその運営について

大阪・協助員　赤木忠雄

一、協助員連絡会の設立

現代の法規制度の運営は官民の関係いわゆるライン関係と、民間相互の協力態勢即ちスタッフ関係がマッチして、始めて円滑に進められることは常識である。婦人少年室協助員の制度も、このような意味でスタッフを構成して活動するのは当然なことである。そこで、相互連絡の機構を作る必要が痛感され、昭和二十九年末ごろに、第一期の協助員中の有志が連絡して室長と相談し、協助員懇談会を設立することになった。簡単な申合せ事項を作り、その運営が軌道に乗り始めたとき、第一期の任期満了となった。

昭和三十一年七月の第二期協助員の第一回協助員会の折、連絡会設立の件が提案され、万場一致でこれを支持し、規約起草委員三名をあげ、規約文案を作成した。九月十八日、谷野局長の来阪を機に連絡会設立を全員で可決、創立総会となった。次いで十月十日規約に基づく十三地区代表の幹事会を開き、役員を選出し、連絡会は発足した。（規約省略）

二、連絡会の運営

1. 昭和三十一年度行事計画

第二・四半期

一、審議事項、協助員連絡会設立並びに運営の件

二、室長指示事項実行施策の件

三、連絡事項　1.働く婦人の福祉の件

第三・四半期

一、研鑽事項、婦人年少者労働実態見学

二、室長指示事項実行施策の件

三、連絡事項　1.年少労働者衛生の件

2.年少労働者保護運動の件　3.内職相談等の件、その他

四、個人地区又はブロックの活動情報交換

五、協議事項、次回行事の件

第四・四半期

一、研鑽事項、売春防止法研究の件

二、室長指示事項実行施策の件

三、連絡事項　1.未亡人等の雇用の件

2.職場に於ける成人の日の件　3.新規学卒者就職の件　4.婦人週間準備の件、その他

四、協助員活動諸情報交換の件

五、協議事項次年度総会の件

2. 昭和三十一年度予算

一、収入　会費　五五、〇〇〇円（一人一、〇〇〇円五五人分）

一、支出　会議費　一〇、〇〇〇円（総会一回、役員会三回）

行事費　一〇、〇〇〇円

行第一回

見学会　二〇、〇〇〇円（交通費、その他）

事務費　二、〇〇〇円（用紙、その他）

郵送費　五、〇〇〇円（役員三回分）

予備費　八、〇〇〇円

計　五五、〇〇〇円（過不足なし）

3. 相互連絡活動事例

○働く婦人のための託児施設　協助員相互の連絡並びに協力によつて働く婦人のための託児施設を推進することとなり、先ず組織労働者を対象として居住地別託児施設必要者を調査し、婦人団体並びに既設の託児施設に連絡して託児受入れ承諾者を求め、協助員はその仲介に努めつつあり、現に受入並びに依託成立数件を見ている。かなり関心が高まりつつあるので更に積極的に婦人団体、組織労働並びに各施設の長と連絡して一層これを推進する意途である。

○第一回婦人少年室協助員全国協議会　室長の指示された右の件に関し協助員相互によくその趣旨を諒し、熱意を以つてこれに代表を送り、更に多くの収得を期待していることは連絡会設立の効果である。

○協助員各自活動の情報発表　無理解の雇用者に苦しむ年少者の救済、厚生福祉に関心の無い職場から転職を希望して来た婦女子の指導並びに援助、未亡人に対する求職斡旋、就職希望者に対する補導施設の紹介斡旋、婦人会・未亡人会等に対し内職斡旋施設の紹介宣伝、等の活動情報が協助員会の席上に発表されて協助員相互に裨益する所が多い。

女子高校生に対する職業情報の提供について

高城千恵子

一、まえがき

女子高校生の就職あつ旋の過程に於ける問題点は、(1)漠然とした就職希望者の多いこと　(2)大企業への固執　(3)特定職種への偏在である。この原因を考察してみると、(1)職業観の歪曲　(2)労働市場の認識不足　(3)自己分析の不充分さ　が指摘される。

職業安定所の立場からこれら問題点解決のための可能な援助としては、(1)自己分析に対する援助、(2)職業情報の提供、(3)職業相談の強化　が考えられるが、これらをすべて職安が行うことにはおのずから無理がある。横浜職安管内の高校は三〇校を数えるのであり、学校の職業指導体制をも考える時、自己分析に対する援助、職業相談の強化は学校側にゆだね、職安は職業情報の提供に重点を置くことになる。

昭和二十九年度の横浜職安の状況を反省してみると、職業情報の提供にあたって女子高校生に関する内容が不足していたこと、その提供方法に問題があったことが認められたので、未就職者の多かったA校を重点的にとりあげ、昭和三十年度は情報の提供方法に検討を加え実施した。その経過について述べたいと思う。

二、職業情報の提供

情報の提供にあたっては、どんな内容を何時如何なる方法で与えるかという事が問題になる。

先ずその手がかりの一つとして、四月第一回進路予備調査の実施と同時に就職の動機について調査した。（調査方法は職業指導担当官によるインタビュー形式とした）その結果は漠然とした動機であることがわかる。この三〇%の者は就職意志薄弱と認められる者で、職業指導を最も必要とするグループである。

第二に四月下旬、希望職種、規模別職場の希望調査を、質問紙法により実施した。その結果によると、職種別については、事務員八七%、店員一〇%、その他三%、規模別については、大企業九一%、中小企業九%である。

以上の結果を総合して

イ、就職の実態を認識させ、就職に対する安易な考え方を反省させる。

ロ、女子高校生で就職出来る職務内容の知識を与え、正しい選職をさせる。

ハ、横浜地区の事業所の規模別、産業別状況を認識させ、自己の能力により適切な職場を選択させる。

等に主眼を置き、職業情報を与えたのである。まず第一に四月、生徒に直接文書を以て与えたのが女子高校生で就職出来る職務の解説である。

イ、職業内容　ロ、必要とする知識、技能　ハ、身体的要件　ニ、精神的働き　ホ、器用さ並びに正確さ　ヘ、要求している責任　ト、その他

関係ある訓練施設…所在地　修業期間　その他

これは前年度は実施しなかったもので、希望職種が事務に偏る傾向を是正すること、進路指導の一助ともなるように意図したものである。

第二は、六月七月に職業講話を二回実施した。第一回は、産業規模別の雇用傾向、賃金、事業所の採用方針、選考方法、就職の準備、心構え、労働法等について、所長が実施したのである。

前年度はこの一回を以て終りとしたが三〇年度は更に具体的な事項について係員が説明する機会を作ったのである。

即ち第二回は、昭和二九年度の新規学校卒業者の産業、職業、規模別就職状況横浜管内の事業所の規模、産業別状況、中小企業の雇用条件について説明を加えたのである。

横浜管内の事業所の規模状況は第二表の如くで、十五名以上が五%、十四名以下が九五%を占めており、如何に大企業が少く中小企業が多いかを如実に物語っている。それではこの大きな比率を占めている中小企業の雇用条件はどうであるかについて触れてみる。昭和二九年度女子高校生を採用した求人一五〇件を求人票より分析した結果によると第一図（次頁）の如くである。

技能を必要とする件数が五六・七%を占めており、更にその八六件についてどんな技能を要求しているかを見ると、殊

第1表　就職の動機

動機	人数	比率
めもられら他	31	%41
たかかだる	22	29
の知だ屈る	7	9
助をいが職の	11	14
会嫌の就	4	5
補社がいが	2	2
計の強に達		
実庭		
家現勉家友そ		
計	76	100

第2表　横浜管内の事業所の状況（規模別）

規模	件数	比率(%)
500名以上	29	0.09
499～100	105	0.34
99～15	1,295	4.22
14名以下	29,242	95.35
計	30,671	100

和年30度事業概況（横浜職安作成）より

第1図　雇用条件（中小企業に於ける）
調査対象は29年度女子高校生を採用した求人150件

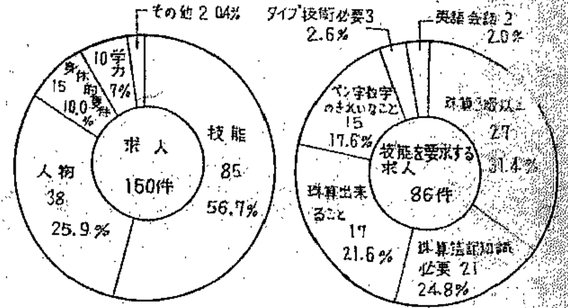

算三級以上三一・四%、珠算簿記知識必要二四・八%となっており、珠算一通り出来る事という条件を含めると、殆ど珠算は必須条件に近いといえよう。ともかく中小企業においては、直ぐ実務に役立つ者を望んでいる傾向にある、ということがいえるので、この点を生徒に強調したのである。

第三は、間接的に生徒に情報を与える方法で、教師に文書による情報を二回提供した。最初九月下旬求人見込情報をまとめた印刷物を配布し、次に十月に公共職業補導所の内容を印刷配布したのである。

三、職業情報の効果の確認

それでは提供した職業情報がどの程度生徒に理解され、選職に影響したであろうか。

九月に職業相談を実施し、希望職種について考察してみると、第二図の如くで四月実施の希望職種調査結果に比較して事務員が二九・七%減少、店員が一〇・九%増加、工員の希望一〇・〇%出るといった状況で、事務員の偏在が是正されたことがわかる。

次に職場の規模について見ると、第三図の如くで、四月調査結果に比較して大

第3図　事業所の規模

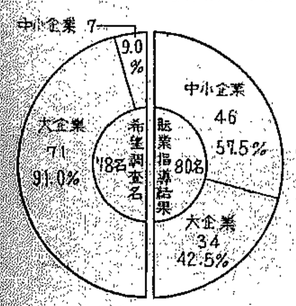

第2図　希望職種

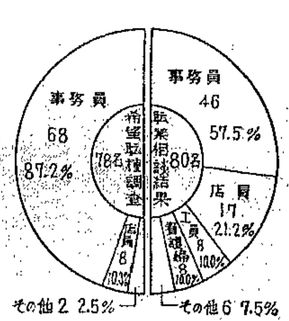

企業希望が四八・五%減少しており、中小企業への希望が多くなっている。

更に五月三十一日現在の就職状況について二九年度と三十年度を比較してみると、第三表の如くである。職種別に見ると、ウェイトレス、宣伝部員、組立検査工と二九年度には見られなかった職種に就職している。就職率の向上は、一部求人の上昇に伴う結果から考えて当然ともいえるが、尚生徒が自己の能力に適した職場を選択し就職の機会を掴み得た結果がその一因をなしているともいい得よう。

ともかくA校における職業情報の提供は、学校の職業指導担当官による継続的な職業指導との関係において、主眼とした点について或る程度効果を得たのではないかと思われる。

第3表　A校の就職状況（昭和31年5月31日現在）

項目別	年度別	昭和29年度 人数	昭和29年度 比率	昭和30年度 人数	昭和30年度 比率
就職者数		61	(100)	74	(100)
職種別	員員ス員一工手所	39	64%	38	51%
	務レ	11	18	11	16
	事トル部タ査助入	8	13	14	19
	般ィ伝ジ立科導	1	2	2	3
	一経店ウ宣レ組歯補	1	1	1	1
				3	4
				1	1
				3	4
未就職者数		12		6	
就職率		83.6%		92.5%	

四、むすび

職業情報は、常に社会の動きを掴み新しいものでなければならないと同時に、学校の性格を考え、その学校に対する適切な内容でなければならないと思う。普通課程と実業課程の学校では自らその内容が違ってくる。今後、その提供に当っては、尚研究の余地が残されている。

適切な内容、提供時期の設定に当っては、

(1) 生徒の自己分析の進展度との関係

(2) 教科内容との関連

より更に科学的に究明する必要があろう。

提供方法については、職業講話の形式が望ましいと考えるが、職安の業務量の関係からすべての学校に数回実施することは不可能に近い。そこで職安に各種資料を整備しておき、生徒を随時研究的に来所させるよう、学校との体制を強化したいと思う。

その内容の一つとしては、第四表のような職務に関する情報綴を作成する他、就職のためのしおりを配布したいと準備をすすめている。

最後に女子高校生の就職問題は、年々困難化している。増加する就職希望者に対して求人の増加がない限り問題は解決されそうもないといえるが、一面職業指導の

（以下二四頁へ印につづく）

資料室

婦人に関する国際ニュース

国連婦人の地位委員会事務局発行「婦人の地位に関するニュース・レター第十三号一九五六年九月」より

国際条約

○婦人の政治的権利に関する条約

一九五六年九月一日現在、「婦人の政治的権利に関する条約」に署名した国は四十ヵ国、批准又は加入した国は二十四ヵ国である。前号ニュース以後レバノンとノールウェイが批准書を寄託した。

○男女同一労働同一賃金に関する条約

ILO条約第一〇〇号即ち男女同一労働同一賃金に関する条約を一九五五年十二月以後更に七ヵ国が批准を行った。それらの国々は、白ロシア、西ドイツ、ホンデュラス、ハンガリー、イタリー、ウクライナ共和国、ソ連である。一九五六年九月二十日現在、十七ヵ国がこの条約の批准を行っている。

婦人の地位に関する各国々内法

アルゼンチン

賃金及び給料に関する一九五六年二月十七日の法令第二、七三九号は同一価値労働に対する男女賃金の差違を少くすることを規定している。

カナダ

「婦人雇用者同一賃金法」が一九五六年十月一日カナダにおいて施行された。この法律は連邦労働法の権限内にある婦人に対し同一賃金を規定し、カナダにおいて雇用されている総数一二五万人の婦人の内約七万三千人がその適用を受けると期待されている。

ケベック地方公証人法の修正は地方議会において通過し、一九五六年二月二十三日から施行され、婦人に公証人の職につく権利を与えた。

エジプト

一九五六年三月三日に承認された選挙法は特に婦人が選挙に際し投票を行ってもよいことを規定している。選挙の登録及び投票は男子には義務、女子には任意であるが、登録を行った女子に限り投票を行うことができる。現在では女子は選挙権を有していない。

婦人は一九五六年六月十四日「既婚婦人の契約不能の撤廃」に関する法第三四三号を採択した。これは私法上の既婚婦人の地位に関する基本的な法律改革を表わすものである。

オランダ

オランダの既婚婦人は完全な法的権利を与えられ、契約に際して夫の承認も、裁判に際して夫の援助のいずれも必要としない。既婚婦人は夫の同意なしに、家庭外での職業につき、独立した仕事に従事することができる。又、独立して遺産を相続すること及び遺言にもとづいて遺言執行者になることができる。

既婚婦人の財産権は新しい結婚法制のもとで本質的に改革された。夫によって独占的に支配された以前のオランダの一般共有財産制に代って、新しい制度が経済社会理事会決議五四七の二（十八）によって勧告された線に沿って法により規定された。新しい制度のもとでは、完全な共有財産はあるが、にも拘らず夫婦は各々独立して各自が結婚の時に持って来た或いは結婚してから得た財産を管理する。夫婦双方に平等に適用されるいくつかの例外はあるが、このように、夫婦の財産管理の法則は別有財産制のそれに類する。結婚が解消した時には、総ての共有財産は管理権に関係なく夫婦の間で平等に分割される。

パキスタン

一九五六年二月二十九日に制定された憲法第一四三及び四五条は国の選挙における男女の平等な選挙権及び被選挙権を規定している。憲法第四四条は、国民議会は三〇〇名の議員から成り、半数は東パキスタンから選出されることを規定している。これらの議席に加えて、憲法発布の日から十年の期間、十議席が婦人議員のみに確保され、その半数は東パキスタン、半数は西パキスタンから選出されることになっている。

スーダン

スーダンは一九五六年一月一日独立国となった。憲法制定が懸案中のままスーダン議会はスーダン仮憲法を採択したが、これは一九五三年三月二十一日の自治政府法のもとに選挙された上院及び下院が機能を継続することを規定している。自治政府法は大学卒業者の有権者を除いて、婦人は投票する資格がないことを規定している。

国際会議

★ 全米婦人委員会　第十一回年次総

会が一九五六年六月一日から二十一日までドミニカ共和国、スーグード・トルーヒーヨにおいて開催された。婦人の地位課のグリンベルグ・ヴィナヴェル夫人が国連を代表して出席した。全米婦人委員会は特に公共的な職業及び公職における婦人の参加、市民教育、私法上の婦人の地位に関する決議を採択した。全米婦人委員会は又、婦人が各々の国の社会生活への参加に役立つようなセミナーが全米婦人委員会の協力のもとに国連事務総局により組織されることを勧告する決議を採択した。本セミナーはなるべく早い機会にラテンアメリカにおいて、国連の人権の分野における諮問業務計画のもとに組織されるよう勧告された。

★ **全インド婦人会議** は第二十五回総会を一九五五年十二月三十一日より五六年一月二日までマンガロアで開催した。

★ **国際婦人協議会** の実行委員会及び常任委員会が一九五六年四月十六日から二十一日までヴェニスで開かれた。国連婦人の地位課長メアリー・テゾンウッド夫人が国連を代表して出席した。

★ **国際職業婦人連合会** は第七回総会（三年毎）を一九五六年七月七日から十二日までカナダのモントリオールにおいて開催した。国連婦人の地位課長メアリー・テゾンウッド夫人が国連を代表して出席した。マーガレット・ヒンドマン女史がキャロライン・パズリット夫人の後をうけて、国際連合会々長に選出された。

★ **世界キリスト教婦人矯風会** の第二十回大会が一九五六年六月十四日から二十日まで西ドイツのブレーメンで開催された。大会は婦人の地位及び人権に関する決議を含む多数の決議を採択した。

その他のニュース

アルゼンチン

★婦人労働局が労働社会保障省に、婦人労働問題を扱う専門部局として設置され、C・M・ド・アバリシオ夫人が局長に任命された。

★マルタ・エスクラ女史は社会福祉、公衆衛生省統合社会事業部の事務総長に任命された。

フランス統治下キャメルーン

ディッカ・ナング夫人がドロラ裁判所の判事に任命された。これはアフリカのフランス統治地域における司法職に婦人が任命された最初の事である。

セイロン

★ヴィマラ・ウィジェイワデン夫人が保健大臣に任命された。夫人は内閣につらなつた最初の婦人である。

コロンビア

コロンビア内閣に始めて婦人が任命された。コウカ地方総督ジョセフィナ・ヴァレンシア・ド・フーバ女史は一九五六年九月十九日文部大臣に任命された。

キューバ

ゾイラ・ミューレ・コンチェリ博士が一九五五年十一月文部大臣に任命された。

ギリシャ

リナ・ツアルダリス夫人が一九五六年二月、福祉大臣に任命された。夫人は内閣につらなつた最初の婦人である。

ホンデュラス

ホンデュラスの婦人は一九五六年十月七日に行われる選挙に初めて投票を行う。

インド

スロカナ・モディ夫人はボンベイ市議会でボンベイ市長に選出された。夫人はこの市長の職についた最初の婦人である。

イスラエル

ゴルダ・メイアー夫人は一九五六年六月十八日外務大臣に任命された。夫人は以前は労働大臣であつた。

ペルー

ペルーの婦人は一九五六年六月始めて総選挙に参加した。八人の婦人が国会議員に選出された。

ポーランド

ソフィア・ワシルコウスカ夫人は最近司法大臣に任命された。

スイス

婦人に参政権を与えるためのベルン州憲法修正提案は一九五六年三月四日賛成五二、九二九票、反対六二、九七一票で否決された。

カンボディア

一九五六年一月十四日公布された一九四七年の修正憲法は、婦人に男子と同等の選挙権及び被選挙権を与えている。

女子労働者の保護規定について（7）

六　育児時間について

人工栄養児は母乳栄養児に比べて罹病率及び死亡率の高いことは統計の示す所であり、生母が工場で就業するため哺乳が出来ないのは残念なことですから、生児を哺育する女子労働者には育児時間を与えて保護する必要があります。そのために保護規定がどのように設けられているかを簡単に述べましょう。

1　沿革

わが国では工場法、鉱業法の夫々の規則で生後満一年に達しない生児を哺育する女子は一日二回各三十分以内の哺育時間を求めることができ、使用者は哺育中の女子を就業させてはならないと定めており、ただ鉱夫就業規則では生児の保育のために必要な施設をして鉱山監督局長の許可を受ければ、使用者は哺育時間を与えなくてもよいとされていました。

外国における保護規定の沿革を見ますと、フランスでは既に一九一七年の法律で、一日一時間以上の哺乳時間を定め、ドイツでは一九四二年の母性保護法で一日二回四十五分の哺乳時間を定めています。

2　労働基準法の定め

労働基準法では生後満一年に達しない生児を育てる女子労働者は休憩時間とは別に一日二回少くとも三十分宛の育児時間を請求することができ、使用者は育児時間中、女子を使用してはならないと定めています。工場法の規定では普通の休憩時間を哺育時間に充てることを認めておりました点が、労働基準法の規定と相違する大きな点です。

3　解釈と運用

乳児を保育する女子労働者のためには授乳施設が設けられることが望ましく、又育児時間に関する規定が活用されるためには、託児施設のあることが望ましいが、労働省婦人少年局が三十人以上の事業場について調べた結果では、授乳施設を有する事業場は一・四％、託児施設を有する事業場は〇・六％で、施設のない事業場では休憩室、更衣室、宿直室などを授乳又は託児の場所として利用している事業場がありました。

育児時間については託児所への往復時間を含めて三十分の育児時間が与えられていれば違法ではないと解されていますが、往復の所用時間を除いて実質的な育児時間が与えられることが望まれます。

又育児時間中の賃金については労働基準法では触れていないので、労働協約又は、就業規則等で有給か無給かが定められますが、無給と定められますと、実際問題としては育児時間の請求は困難になります。

なお、健康保険法では哺育手当金として分娩の日から六か月間、二月に付二百円が支給され、国家公務員共済組合法では哺育手当金として分娩の日から六か月間、一月に付四百円が支給されます。

4　罰則

使用者が女子労働者を育児時間中、使用し、又は育児時間の請求があつても、育児時間を与えないと、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処されます。

5　労働基準法の施行状況

育児時間について定めている法第六十六条の違反件数は次表のとおりです。

労働基準法第66条の違反件数

年次	件数
昭和23年（1948年）12月～24年12月	26
〃25年	49
〃26年	26
〃27年	11
〃28年	13
〃29年	10
〃30年	2
〃31年	5

註　労働基準局調べ

6　違反の具体的事例

女子労働者を法の定めに反して育児時間を与えなかつた事例を次に掲げます。

例一　広島県のある織物工場では、昭和三十年二月に出産した女子労働者に育児時間を午前午後各一五分だけ与えていた事実を、同年九月に発見されて違反に問われました。

例二　山口県のある失業対策事業で生後満一年に達しない幼児を育てる女子労働者約一〇名に対し、午前午後各一五分の休憩時間を育児時間に充てていた事実が、昭和三〇年七月に発見されて違反に問われました。

7　諸外国の立法例

育児時間について、又その裏付となる社会保障について、諸外国ではどのように定めているかを見ますと、次のとおりです。

フランス　労働法典の中で、工業又は商業の事業所では出産の日から一年間授乳中の女子は、労働時間中一日につき一時間を授乳のために使用できる権利を持つています。授乳時間は休憩時間とは別に与えられ、一時間の授乳時間は午前午後各三〇分とされ、授乳の時刻は母親の希望した時刻について使用者と協議して定められます。授乳室のある事業所は授乳時間は午前午後三十分とされます。十五歳以上の女子を百人以上使用する

使用者は、授乳室の設置について督促されることがあります。

哺育手当は一九四五年の法律で、六八二〇フランが支給され、牛乳で哺育する場合には二、六〇〇～三、九〇〇フラン加算されて支給されることが、定められています。

〔西ドイツ〕 一九五二年の母性保護法では、哺育中の母には、その請求により必要な哺育時間が与えられます。哺育時間は、連続四時間半を超える労働時間については四十五分、連続六時間以上の労働時間については、最低四十五分の哺育時間が二回与えられ、又、作業場附近に哺乳室がない場合には、最低九〇分の哺育時間が与えられることになっています。

哺育時間に対して賃金は保障され、哺育時間と休憩時間とは別に与えられます。使用者は哺育室の設置を命ぜられることがあり、哺育時間は家内労働者にも保障されます。

〔スウェーデン〕 労働者保護法で子供を哺育している女子には、その目的に必要な休息が与えられなければならないとされています。

〔ソ連邦〕 労働法典では授乳中の母親には、普通の休憩時間の外に、授乳のための余分の休憩時間が与えられます。すなわち、毎三時間半に三十分以上の授乳のための休憩が与えられ、その休憩時間は労働時間に算入されます。

婦人と年少者

哺育手当としては九〇ルーブル支給されます。

〔中国〕 労資関係に関する暫定処理規則では、女子労働者の乳児に対する授乳時間は従来規定のあるものはその規定により、規定がない場合は、乳児の授乳は四時間に一回とし、一回の時間は十五分乃至二十五分と定められています。

託児所については、中華人民共和国労働保険条例実施細則で、満三歳以内の子女を持つている女子労働者が二十人以上いる場合は、資本家側と労働組合基礎委員会との間の協議を経て託児所を設けることができるとし、その場合はすべての経費は資本家側が負担し、託児の飲食費は父母が負担すると定めています。託児の父母が特に貧しい場合には、労働保険基金より託児飲食費の四分の一以内で補助されます。

〔ポーランド〕 育児時間として出産後一年間、三〇分宛二回与えられます。

哺育手当としては妊産保険で最高一二週間まで、一日について一リットルのミルク（又はそれに相当する現金）が支給され、被扶養者の場合はその半額が支給されます。

8. 国際労働条約及び勧告

国際労働条約としては一九一九年に採択された「産前産後に於ける婦人使用に関する条約」及び一九五二年に同条約を改正した「母性保護に関する条約」で育児時間について定めています。すなわち改正条約では、女子はその生児を哺育している場合には、国内の法令の定める育児時間中この目的のためその業務を中断する権利を有すると定められ、その上哺育のための中断は労働時間として計算してそれに応じて報酬が与えられると定めています。

勧告としては一九五二年に採択された「母性保護に関する勧告」があり、その内容は次のとおりです。すなわち、哺育のための休憩は一日についてその合計時間を少くとも一時間半とすべきであるとし、更に育児施設又は託児施設の設置に関する規定を設けるべきであるとしております。又哺育中の女子には、深夜業及び時間外労働を禁止すべきであり、重労働を始め健康に有害な業務の就業を禁止すべきであるとしております。なお又牛乳又は哺育手当が支給されることが望ましいとしております。

第4表　女子高校生向き職務に関する情報綴の作成（案）

職務	一般事務員
職務内容	簡単な記録・記帳文書の清書・作文・計算・写しなどの事務を行う。
勤務時間	8時～17時，残業のある処もある。
賃金	最底4,500円，最高9,000円，平均5,500円
学力	国語・数学に中以上の学力を必要とする。
身体的要件	健康，真面目なこと。
技能	ペン字・数字のきれいに書けること。珠算出来れば尚可。
職業適性検査との関係	GVNAF‥‥D以上，Q‥C以上
雇用状況（求人求職）	学卒の求人の30%弱を占めているが，希望者が多く競争率は激しい。
関係ある訓練施設	

（第二〇表つづき）

徹底化が対策の一つとしてあげられる。

客観的な職業情報を適切な時期に提供することにより、生徒が就職の困難性を理解し自己の選職を正しく行い就職準備を早期に始めるよう自覚させることであり、それは職業安定所が果す重要な役割であると思う。

（横浜公共職業安定所）

〔注〕 本稿は労働省主催第五回職業指導研究発表全国大会で発表されたものです。

婦人少年局三課の所管事項と当面の活動目標

本稿は婦人少年室協助員全国協議会において行われた各課長の説明事項の要旨ですが、当日出席されなかつた方たちのために、掲載しました。――編集部――

婦人労働課関係

婦人労働行政の概況

一、婦人労働者と年少者

最近の数字によれば、職場に働く婦人は五二三万（昭和三十一年七月現在）をかぞえ、雇用労働者総数の約三〇%に相当している。このほか、家族従業者、自営業者をあわせて、一、八四〇万の働く婦人が、あらゆる産業領域において、国の産業を支える労働力となつている。これら働く婦人の逐年増加の傾向と、母性保護を目的とする婦人労働行政は、近来ますますその重要性を加えている。

(一) 婦人の労働保護

婦人の心身の特殊性にもとづき、その母性機能を労働からまもるために、労働基準法第六章ほか数項にその特例が設けられている。婦人少年局長は、婦人に特殊な規定の制定、改廃及び解釈に関する事項をつかさどり、法の実施については、監督行政機関に勧告、援助を与える（労働基準法百条の二）立場にあるので、「婦人少年局調査員」は、調査の権限を与えられており、随時、適用事業場を訪問して、婦人に特殊な規定の施行状況及び問題点の所在等の把握につとめ、また、その実情を全国的に調査して、母性保護の万全を期しているところである。

(二) 婦人の職業対策

イ 未亡人等の職業対策

未亡人等の福祉問題の特殊な重要性にかんがみ、当局では、昭和二十九年度以降、未亡人等の職業対策の樹立を施策としてとりあげ、婦人少年問題審議会において審議を続けているが、すでに、未亡人等の雇用に関する調査の実施、未亡人等の適職選定資料の作成、家事サービス公共職業補導所の設置等の成果をみている。

ロ 内職に関する対策

家族労働者、内職従事者、家事使用人等は労働基準法の適用外にあり、その労働保護その他の国の援助はまた充分でなく未解決な問題が少なくない。とりわけ、最近の経済事情を反映して内職に従事するものの数が増加し、その大部分が婦人によつてしめられている実情にあり、婦人労働の施策としてはきわめて重要な分野となつている。

婦人少年局では、かねて内職問題の綜合的な対策の必要性を痛感し、内職に関する実情調査を重ね、施策の基礎資料の収集につとめてきたが、昭和三十年度において、未亡人等の職業対策の樹立を機として、全国五か所に、内職公共職業補導所の設置をみるに至つた。なお、本施設は全国主要都市に逐次増設の予定であるが、当局においては、今後ひきつづき、内職に関する総合的施策をすすめていく方針である。

ハ 婦人のための職業指導

婦人の職業については、母性の保護と婦人の地位の向上に関連して、男子とちがつたさまざまの問題があるが、未だ、一般に認識されているとはいえない実情にある。そこで例年、婦人の職業意識をたかめる運動を全国的に実施して、啓蒙をはかるとともに、就職をのぞんでいる学生、生徒、学校関係一般社会に対し、婦人のための職業指導を行つて、婦人が有能な職業人となることをうながすことにつとめている。

二、婦人職業対策施設

(1) 内職公共職業補導所＝内職に関する相談、あっせん、その他の総合援助施設

(2) 家事サービス公共職業補導所＝家事サービス職業に従事する未亡人等のための補導施設

(3) 簡易家事サービス公共職業補導所＝都市に適応性のたかい家事使用人を育成するため、給源地である農村県に設置された簡易補導所。

以上の施設は、労働省としても重要施策の一として推進しているので、所期の目的達成のために、該当都府県ばかりでなく、ひろく全国各方面の理解と援助が要請されている。

三、婦人労働実態調査

本調査は、働く婦人の保護対策に資するため、婦人を主体としている産業、または職業について、創設以来、ひきつづき実施している総合的調査であつて、すでに、紡績、製糸、メリヤス、織物、銀行、百貨店、病院診療所に働く婦人、電話交換手、バス車掌に関する調査を実施ずみである。今年度は、美容院に働く婦人の調査を行い、目下、とりまとめ中であるが、いずれも、婦人労働行政の基礎資料として、重要な役割をはたしている。

四、働く婦人の福祉運動

働く婦人の保護と福祉の向上を目的として、毎年一回、全国的に行われる啓蒙

運動である。

今年度は、中小企業に働く婦人を対象として地域の協力によって、福祉の向上をはかることに重点をおいて行われた。本運動は、はじめて、各都府県において婦人労働問題研究会議を開催して問題点の所在を究め、その結果にもとづいて運動を展開しているので、この運動を機会に地方における婦人労働の特性をふかくほりさげて検討し、働く婦人の保護と福祉の向上に資することが肝要である。

五、その他

婦人の職場進出にともない、婦人の地位の向上に関連して、婦人の雇用に関する問題、職場、労働組合のなかの婦人の問題等、婦人に特殊な問題が各地にみられるが、これらの解決に援助を与えるために、関係先との連絡調整、実情調査あるいは啓蒙指導等、婦人労働に関する常時の活動も当局の主要な業務である。

このほか、婦人労働関係基礎資料の収集、編纂、発刊、啓蒙資料の作成等、婦人労働専門の業務を担当している。

年少労働課関係

一、中小企業に働く年少者の福祉の増進について

労働基準法適用事業報告によると昭和三十年十二月末現在において十八才未満の年少労働者は約七三万人であり、そのうち規模百人未満の中小企業には七割の昭和二十九年四月から昭和三十年三月までの間に長期欠席した児童生徒は小学校一二、四三八人、中学校一五四、五三五人で、欠席者のうちで労働しているものは、小学校五七、八五五人、中学校一一九、〇四〇人である。

また警察庁のいわゆる人身売買事件検挙状況の資料によると、検挙状況は昭和二十七年を頂点として一たん減少しているが昭和三十年度には又増加し被害者数も同じ傾向を示している。

昭和三十年度の十八才未満のいわゆる人身売買被害者数は二、九一二人で、男子五九人、女子二、八五三人で女子が圧倒的に多い。

被害をうけた年少者の家庭の職業は農業、日雇、無職が多く、売買された就業先は接客業が大半である。これらに対処し関係機関は、相互連絡相提携してその防止及び排除の措置を講じているが、

1. 義務教育過程中でも特に中学校生徒の長期欠席は児童の就業との関連における場合が多く、且つその就業形態のなかに多くの問題を含んでいるので、これ等のうち問題のあるものについては、それら年少者の実態を把握し、啓発並びに適切な保護措置を講ずることとし、この間市町村学校、福祉機関、関係家庭及び民生委員、児童委員等との連絡を密にするとともに、必要に応じ関係機関に通報する等々の保護措置を講じられたい。

二、不当雇用慣行の防止排除について

昭和二十九年四月から昭和三十年三月までの間に長期欠席した児童生徒は小学校一二、四三八人、中学校一五四、五三五人で、欠席者のうちで労働しているものは、小学校五七、八五五人、中学校一一九、〇四〇人である。

また警察庁のいわゆる人身売買事件検挙状況の資料によると、検挙状況は昭和二十七年を頂点として一たん減少しているが昭和三十年度には又増加し被害者数も同じ傾向を示している。

昭和三十年度の十八才未満のいわゆる人身売買被害者数は二、九一二人で、男子五九人、女子二、八五三人で女子が圧倒的に多い。

被害をうけた年少者の家庭の職業は農業、日雇、無職が多く、売買された就業先は接客業が大半である。これらに対処し関係機関は、相互連絡相提携してその防止及び排除の措置を講じているが、

1. 義務教育過程中でも特に中学校生徒の長期欠席は児童の就業との関連における場合が多く、且つその就業形態のなかに多くの問題を含んでいるので、これ等のうち問題のあるものについては、それら年少者の実態を把握し、啓発並びに適切な保護措置を講ずることとし、この間市町村学校、福祉機関、関係家庭及び民生委員、児童委員等との連絡を密にするとともに、必要に応じ関係機関に通報する等々の保護措置を講じられたい。

2. 不当雇用慣行については、地方的に特殊の例もみられるところであり、これらはその地方において常識化されている向きもあるので年少者の福祉をはかるうえにおいては、まずもつてかかる慣習を打破することを目途とすること。

又さきに売春防止法が公布され各般の防止措置がなされることとなるが、特に年少女子の売春問題は、その人身売買との関係において解決される必要があるので、これ等の啓発指導に努められたい。

三、働く児童の保護について

義務教育過程にある児童は学業に専念するのが学校教育の本旨であり、労働基準法は、原則的に、満十五才未満の児童の就業を禁止しているのである。但し、非工業的部門における職業で、その健康福祉に有害でなく、その労働が軽易なものについては、満十二才以上であれば、労働基準監督署長の許可を受けて就業できることになつている。

十五才未満の就労児童は、労働基準局の適用事業場報告によると、昭和三十一年十二月末現在において、二五、五六二名(男二四、五六一名、女一、〇〇一名)であるが、実際は十万人余に及ぶものと推定される。そして、その殆んどが新聞配達に従事しているものとみられるのである。従つて、十五才未満にして就労する児童の保護をすすめようとするものである。これら年少者の保護に関する事例もみられるので、差別的取扱いの排除については関係機関と協力してその措置を講じてきたところである。

また、これらの子女の就職を援護する措置として、身許保証等の援護組織の結成を呼びかけてきたのであるが、都県の条例によつてその組織が結成されたものや民間の団体有志によつて組織されたものなどが各地にみられるに至つた次第である。これらの組織の結成をさらに促進すると共に、差別観念を是正する啓発活動等を積極的に行つて、これら子女の就職の促進に資せられたい。

婦人課関係

一、婦人課の所管事項

婦人課は、基準法の施行を助けるというような直接労働に関する業務は扱つていない。

すなわち組織令によれば、婦人の地位の向上その他婦人問題に関すること、および労働者家族の問題を所管しているが、婦人および年少労働者の労働条件の向上をはかるためにも、基本的な婦人の地位の確立が必要であるので、婦人の社会的、経済的、政治的地位の向上のための婦人課の業務は、他の二課とも密接なつながりをもつてすすめられている。

(一) 婦人の地位の向上その他婦人問題に関する業務について

戦後の民主化政策に沿つての男女の平等を、法制上だけでなく実質的に実現することを目標としている。すなわち、実態調査、研究機関等の結果に基いて、経済関係、社会保障との関係において問題を明らかにし、労働者が安心して職場で働けるように、その家族の生活技術の面の指導を行い、福祉の増進をはかり、民生安定に寄与するように努めたいと考えている。

二、今年度のおもな事業

(一) 婦人週間

婦人の参政権行使の日を記念して昭和十四年以来毎年四月十日より一週間を婦人週間として婦人の実質的地位の向上をめざす運動をつづけているが、今年の第八回婦人週間に当つては明るい家庭の建設のために婦人の力を役立たせることを目標として行つた。それは婦人の地位向上のためには、婦人が近代的な意識と高い能力を身につけると同時にその持つ力を他に及ぼして、周囲をよりよく改善していくことが必要であり、その力を社会の最も基礎的な単位である家庭を明るくすることにまず向けられるべきであると考えたからである。

このためポスター、リーフレットの作成、講演会、懇談会等により全国的に週間の主旨の徹底をはかるほか、中央においては全国の応募者中より選考した六十名の出席者による全国婦人会議を開催し、近代社会における家庭の意義といかにして家庭を明るくするかについて討議

少年と婦人

運動である。

今年度は、中小企業に働く婦人を対象として地域の協力によつて、福祉の向上をはかることに重点をおいて行われた。本運動は、はじめて、各都府県において婦人労働問題研究会議を開催して問題点の所在を究め、その結果にもとづいて運動を展開しているので、この運動を機会に地方における婦人労働の特性をふかくほりさげて検討し、働く婦人の保護と福祉の向上に資することが肝要である。

五、その他

婦人の職場進出にともない、婦人の地位の向上に関連して、婦人の雇用に関する問題、職場、労働組合のなかの婦人の問題等、婦人に特殊な問題が各地にみられるが、これらの解決に援助を与えるために、関係先との連絡調整、実情調査あるいは啓蒙指導等、婦人労働に関する常時の活動も当局の主要な業務である。

このほか、婦人労働関係基礎資料の収集、編纂、発刊、啓蒙資料の作成等、婦人労働専門の業務を担当している。

年少労働課関係

一、中小企業に働く年少者の福祉の増進について

労働基準法適用事業報告によると昭和三十年十二月末現在において十八才未満の年少労働者は約七三万人であり、そのうち規模百人未満の中小企業には七割の昭和二十九年四月から昭和三十年三月までの間に長期欠席した児童生徒は小学校一二、四三八人、中学校一五四、五三五人で、欠席者のうちで労働しているものは、小学校五七、八五五人、中学校一一九、〇四〇人である。

また警察庁のいわゆる人身売買事件検挙状況の資料によると、検挙状況は昭和二十七年を頂点として一たん減少しているが昭和三十年度には又増加し被害者数も同じ傾向を示している。

昭和三十年度の十八才未満のいわゆる人身売買被害者数は二、九一二人で、男子五九人、女子二、八五三人で女子が圧倒的に多い。

被害をうけた年少者の家庭の職業は農業、日雇、無職が多く、売買された就業先は接客業が大半である。これらに対処し関係機関は、相互連絡相提携してその防止及び排除の措置を講じているが、

1. 義務教育過程中でも特に中学校生徒の長期欠席は児童の就業との関連における場合が多く、且つその就業形態のなかに多くの問題を含んでいるので、これ等のうち問題のあるものについては、それら年少者の実態を把握し、啓発並びに適切な保護措置を講ずることとし、この間市町村学校、福祉機関、関係家庭及び民生委員、児童委員等との連絡を密にするとともに、必要に応じ関係機関に通報する等々の保護措置を講じられたい。

2. 不当雇用慣行については、地方的に特殊の例もみられるところであり、これらはその地方において常識化されている向きもあるので年少者の福祉をはかるうえにおいては、まずもつてかかる慣習を打破することを目途とすること。

又さきに売春防止法が公布され各般の防止措置がなされることとなるが、特に年少女子の売春問題は、その人身売買との関係において解決される必要があるので、これ等の啓発指導に努められたい。

三、働く児童の保護について

義務教育過程にある児童は学業に専念するのが学校教育の本旨であり、労働基準法は、原則的に、満十五才未満の児童の就業を禁止しているのである。但し、非工業的部門における職業で、その健康福祉に有害でなく、その労働が軽易なものについては、満十二才以上であれば、労働基準監督署長の許可を受けて就業できることになつている。

十五才未満の就労児童は、労働基準局の適用事業場報告によると、昭和三十一年十二月末現在において、二五、五六二名(男二四、五六一名、女一、〇〇一名)であるが、実際は十万人余に及ぶものと推定される。そして、その殆んどが新聞配達に従事しているものとみられるのである。従つて、十五才未満にして就労する児童の保護をすすめようとするものである。これら年少者の保護に関する事例もみられるので、差別的取扱いの排除については関係機関と協力してその措置を講じてきたところである。

また、これらの子女の就職を援護する措置として、身許保証等の援護組織の結成を呼びかけてきたのであるが、都県の条例によつてその組織が結成されたものや民間の団体有志によつて組織されたものなどが各地にみられるに至つた次第である。これらの組織の結成をさらに促進すると共に、差別観念を是正する啓発活動等を積極的に行つて、これら子女の就職の促進に資せられたい。

婦人課関係

一、婦人課の所管事項

婦人課は、基準法の施行を助けるというような直接労働に関する業務は扱つていない。

すなわち組織令によれば、婦人の地位の向上その他婦人問題に関すること、および労働者家族の問題を所管しているが、婦人および年少労働者の労働条件の向上をはかるためにも、基本的な婦人の地位の確立が必要であるので、婦人の社会的、経済的、政治的地位の向上のための婦人課の業務は、他の二課とも密接なつながりをもつてすすめられている。

(一) 婦人の地位の向上その他婦人問題に関する業務について

労働者家族の生活の安定をはかることは、労働者の福祉を増進するのみでなく、労働生産性の向上、民生の安定、および次代の健全な育成のためにきわめて肝要であるので、労働行政の一環として、労働者家族福祉増進政策を樹立することを目標としている。すなわち、実態調査、研究機関等の結果に基いて、経済関係、社会保障との関係において問題を明らかにし、労働者が安心して職場で働けるように、その家族の生活技術の面の指導を行い、福祉の増進をはかり、民生安定に寄与するように努めたいと考えている。

二、今年度のおもな事業

(一) 婦人週間

婦人の参政権行使の日を記念して昭和十四年以来毎年四月十日より一週間を婦人週間として婦人の実質的地位の向上をめざす運動をつづけているが、今年の第八回婦人週間に当つては明るい家庭の建設のために婦人の力を役立たせることを目標として行つた。それは婦人の地位向上のためには、婦人が近代的な意識と高い能力を身につけると同時にその持つ力を他に及ぼして、周囲をよりよく改善していくことが必要であり、その力を社会の最も基礎的な単位である家庭を明るくすることにまず向けられるべきであると考えたからである。

このためポスター、リーフレットの作成、講演会、懇談会等により全国的に週間の主旨の徹底をはかるほか、中央においては全国の応募者中より選考した六十名の出席者による全国婦人会議を開催し、近代社会における家庭の意義といかにして家庭を明るくするかについて討議

直峯 專精	穂坂 由春	清水登喜夫	上田 泰子
西島 留治	今津 保美	中野 豊資	大塚 ひさ
神田 里	斉木 あい	小松 貞子	今井 つな
高橋 登喜	(一〇)高橋清一郎	信ヶ原良文	奈良 (四)藤本 長生
真部 トラ	荻倉千佐恵	川瀬 晃子	楳生 信雄
岩佐喜美江	青木 きく	浜田 千代	河合ススム
佐々木盛行	田中 はな	井口トシエ	彦坂 きん
坂田 定五	相原 房吉	小倉 襄二	和歌 玉置 修
扇沢 是節	長谷川 尚	大阪 井口 容子	山 (八)永野 左富
青木 大作	鈴木 定吉	(一三)村山 リウ	福島 隆雄
中出 彰	菊間 平五	萩原 四郎	中村 兼子
福田志津枝	中野 志づ	古敷 盛三	山本 沢
南 愛子	愛知 大脇寿美子	尾木 春子	井上富貴子
稲坂 とめ	(一四)池田トミ子	吉田 春夫	前田 年恵
畠中千賀子	石川 修次	河野 須寿	立川久須郎
福屋 清子	野村 敏子	水谷トミコ	斉藤寿美栄
(四)中島千枝子	酒井 繁治	山本重太郎	中本 烈子
柳川 静子	植木 泉	田中 一子	田口シズエ
戸祭 ふじ	山田 良吉	吉田 元一	井上美智子
福井 靖興	柳田はな子	宮崎 米一	藤井コチソ
宮坂 邦彦	彦坂 末一	寿栄松清寿	後藤 迪子
(七)米山 直照	水野 喜命	谷 正子	(一二)鈴木 澄子
八代 昌子	安田 末治	山崎 英夫	平野 慶子
天野よし子	松村 佳子	田中 光邦	住友 順子
小林 梅子	奥田伝左衛門	新丸 満栄	高橋 芳子
岡 定英	山崎 英一	大橋保次郎	富津田 霞
長野 滝沢五百枝	三重 石川まさ代	河合 保一	西村ナツヨ
(九)中村 文明	(四)竹岡 霞	遊津 孟	竹本ウメ子
橘 富貴子	保見 いま	高木寿美乃	末田 真
小川みさを	辻井 鶯子	山本 岩代	国弘サダ子
関 あさ	滋賀 奥富 緑	山科八重子	徳島 (五)天羽 了
林 あさ	(四)中島 俊子	田原 洋子	石沢 信枝
浅田 定三	西村万寿子	兵庫 (一〇)河合智恵子	稲田 洋子
原 手留貴	田中恵津子	島津 正三	久保シゲ子
森田かつみ	京都 加藤美沙子	大久保静子	秋間ふくゑ
小笠原ユリ	(一三)加藤 隆江	丸山 ふみ	鳥坂 毛呂みやこ
岐阜 (五)松岡 楠雄	園 直樹	高岡 花子	伊沢 綾子
新井 ゆき	松井 勝栄	中村 千世	(六)野津 寿子

松本 綾子	友池チエノ	熊本 横田みえ子	浜崎恵美子
安田 等	藤 静子	(一〇)岡田みさ子	南崎 喜美
三枝 まつ	田代 太治	高木 裕	彦坂 きん
島根 佐藤 菊野	柴田 芳枝	松村 夕子	河合ススム
(四)佐々木アキ	清水 ハナ	徳永 ヤエ	本田 斉
山根 ソノ	宮田 澄	草野 乙女	北野 ノブ
岡山 岸野	平島 博	村山 鶴子	(一六)久永 光一
(四)岡本 満忠	坂口 秀木	吉国 博	内藤ふゆ子
福島 秀代	永富 友彦	黒田ハマコ	神宮司房吉
内田 芳江	大丸マツエ	加藤 ウキ	寄田 凪
広島 大道トシコ	光山 茂男	大分 伊藤 静	松元きくえ
平井 富子	中西 高治	(七)平井タツミ	有馬 俊郎
中村 文江	行武 善七	是永 章子	別府 国丸
曾根田芳子	小林 直子	青木 幹子	木原 栄十
奈良 澄江	塩田 千鶴	工藤 妙子	松田 道
広安 正枝	岩松 董	永井 静江	浜田 エキ
竹内ミネヨ	岡本 敏子	山田 田鶴	中島 静子
香川 南保とみ子	沼口 かよ	持永 勲	山口 郁子
(四)重田 文子	三島弥四郎	宮崎	四元 フク
真鍋 チヨ	原田富士子	(七)吉野 アヤ	三浦 トヨ
小林 雛子	園田 秋義	一万田りつ	
森 カネ	平田美代子		
愛媛 菊地 定子	土井 チツ		
(八)関谷 専	又市		
西坂 経孝	佐賀 中島 きみ		
越智 ツネ	(七)平		
福岡 千恵	増本長左衛門		
佐治 資政	江口ハルエ		
今西 サイ	原田 トミ		
高知 松木 宏憲	金ケ江薫子		
(五)山本時得子	長崎 田吉 チエ		
山下あや乃	(一二)山口みよ子		
坂井 探空	立花 文昌		
小路 花喜	大島 詮宰		
福岡 太田 正枝	豊村 勝		
(一三)楠田 テル	浜崎 良三		
平塚 延	古川柳五郎		
金丸 英明	江頭 ハル		
	済 滋堂		

昭和31年度婦人少年室協助員男女別数

	男	女	計
一般員	351 名	525 名	876 名
増員	161 名	308 名	469 名
計	512 名	833 名	1,345 名

昭和31年度婦人少年室協助員年代別表

年代 / 員数	20代	30代	40代	50代	60代	70代
計 1,345	46	161	488	454	175	21
一般員 881	24	109	305	304	121	18
増員 464	22	52	183	150	54	3

労組婦人のページ

労組婦人とのこんだん会

各婦人少年室では毎年春秋の二回、地方の単組の方々とこんだん会を開いて組合の中の婦人の地位や活動状況、婦人部がとりあげている当面の職場の問題等を伺い、同時に諸問題について一緒に話合うことにしています。

今年の五月～八月各県のこんだん会で話合われたことを今回まとめてみましたので、そのうち「組合における婦人の問題」について主な点をひろってみることにします。

各単組から出された声を大きく二つに分けると、婦人自体に関することと組合の中の婦人の問題とになります。

婦人自体に関することでは、当初から言われている「一般に婦人の組合意識が低い」が相変らず広く大きく種々の発言となつて出されていますが、とくに最近の傾向として本来一体となつて婦人問題の解決に努力しなければならない筈の未婚婦人と既婚婦人、寄宿舎自治会と労組婦人部、現場と事務等、婦人どうしの対立を憂慮する声と、婦人の啓蒙教育の成果をあげるには組織をどのような形にすればよいか、婦人部、婦対部、青婦対策部等のいずれが適切か――についてのとまどいの様子が多くみられました。

次に組合の中の婦人の問題としては婦人役員の進出が足りない、出にくい、組合行事への婦人の参加状況が悪い、男子の理解が乏しい等、婦人部及び婦人の組合からの遊離、男子との対立を憂えている発言が多いようですが、原因として初期の組合未発達時代のもののほかに、さらに最近男子組合員の中に女子の積極性をきらうという傾向が多くなつてきたのではないかということ、婦人自体が男子と協力し同時に男子の理解を深める努力に欠けるところがあることを指摘しているのが目立つているようです。

だけの問題とせず、男子組合員の理解、協力をえて職場全体の問題として目的に向つて努力しよう、他企業の婦人労働者とも提携をふかめ、婦人労働者全体の労働条件の向上をはかろう、等が討議の結果決められました。

又当委員会において婦人部役員に関する規約改正案が出されましたが否決され現行規約通り部長一名、副部長二名の改選が行われ、三名とも再選され、同時にこれまで専従は部長だけとなつていたのを、新年度からは副部長一名も専従にすることになりました。

なお国鉄では七月～翌年六月を単位年度としており、例年六月に前期婦人部中央委員会を開催していますが、本年は大会の遅延に伴つて本委員会も遅れたものだそうです。

全専売 第五回全国婦人代表者会議

全専売第五回全国婦人代表者会議が、十月九日、十日の両日東京支部講堂で代議員七六名、傍聴者三〇数名出席のもとに開かれました。

議題は本部提案の婦人部当面の活動方針の審議決定、婦人常任委員の選出などでしたが、審議の過程で論議された主な問題として

一、前年度の活動の成果と欠陥について

二、生産性向上運動による配置転換や兼務について

三、定員削減による労働強化について

四、サークル活動と組合活動の関連について

五、既婚者と未婚者、事務と現場のむずかしさについて

六、生理休暇並びに託児の看護休暇等労働条件の確保について

七、託児所の増改設について等があげられましたが、これらはいずれも青婦人部機構の確立、話合いと教育研究文化活動の強化、平和を守る闘いや秋季年末闘争に共闘を組む等の運動方針に折り込まれて努力することになりました。

なおこの婦人代表者会議は一昨年第三回までは青年代表者会議と合同で行われていましたが、昨年第四回から婦人だけの会合とし、同時に従来の青婦対策部の中に婦人部を設置し、婦人部長がえらばれ専従しておりました。そして今回、二回目の婦人代表者だけの会合においてさらに婦人部専従者を二名にふやし、呼称を婦人常任委員とすることが決められました。

会議を傍聴してとくに感じられたのは既婚者対策への熱意で、専売の工場には既婚者が多く、その中には家事や育児に追われて一般組合活動やサークルに参加しにくい人がいるため、次第に若い人との結びつきが弱くなることを心配して各職場で話合いを活潑に行い、それを通して統一をはかつてゆこうという声が強いことでした。

10月の婦人界の動き

▽十月の婦人界のうごき

一日 「婦人たちの努力で不安な世相を和らげ、国際関係を明るくしよう」という、友愛、信義を目標とした国際婦人協会（東京都中央区宝町二の一清水建設ビル内　会長鈴木会子氏）が発足、東京芝の中国観賞で創立総会を催し、当面の運動として「沖縄難民救済」「日米芸術文化の交流」をとりあげることに決定した。

五日 東京女学館英語教師ドロセア・E・トロット女史(71)は、明治四十三年に来日して以来、四十余年間日本の女子教育に尽してきた功績として、内閣から勲五等瑞宝章を贈られた。

五日～十三日 「第一回RAO（国連食糧農業機構）東南アジア生活改善技術会議」が東京大手町の産経会館国際ホールで開かれた。参加国は日本をはじめ、インド、フィリピン、インドネシアなど東南アジア十か国で、代表約四十名が一週にわたり、農村の生活改善、その指導となる家庭科教育、指導者の養成などの問題について討議を行った。

十三日 「全国婦人連合会結成大会」が神田女学園講堂で行われた。会長由野栄子氏。

十五日～二十三日 日本YWCA（会長賀川豊彦氏）五十周年記念事業として計画された「アジア婦人会議」が、ビルマ、インド、パキスタン、セイロン、タイ、フィリピン、韓国、香港、マラヤ、台湾の十か国二十二名の代表を招き、静岡県伊豆の天城山荘で催された。一週間にわたる分科会では、アジア各国の社会が婦人にどんな問題をなげかけ何を要求しているかを中心問題として、家庭生活、宗教的伝統と個人の信仰、職業人として、また市民としての社会的責任、教育などの問題について討議した。

十六日 勲級褒章受章者（文化功労者）二十三名が政府から発表されたが、うち十三名が婦人としては、アイヌ研究家の金成マツ氏(80)、新劇女優河野せん氏―芸名東山千栄子(66)であった。

十六日～十七日 栄養改善普及会主催による「第三回全国合同会議」が、東京新宿区の文化会館で催され、食生活改善のため実際に悩んでいる問題について意見発表をしたのち、これを広く社会的に解決するための研究を行った。

十九日 「売春禁止法」の制度促進を目標として昭和二十七年結成された売春禁止法制定促進委員会（三十二婦人団体参加）は、去る第二十四国会で「売春防止法」が成立し、一応の目的を達したので発展的解消を行い、更にこんどの売春問題解決のため「売春対策国民協議会」として新しい発足をした。なおこれを記念して、神田YWCA講堂で「売春禁止法完全施行要求国民大会」を催し、業者の自発的な転換業の促進、ならびに法の完全施行のため政府が断固たる決意をとるように促進することを決議した。

十九日 東京渋谷区の婦人団体連絡協議会では、都議の退職金問題と並行して、「区議の在職退職金は血税の乱費である」と抗議してきたが、十九日討議をした結果、「要望書」を区議長、区議会各派幹事長に手交し善処するよう申入れた。

二十一日 空に散った人々の遺児を慰めようと、日本婦人航空協会では三十三名の遺児を招き、羽田空港において「航空遺児招待飛行」を行った。

二十一日～二十四日 十一月四日から十日までインドのボンベイで開かれる「第一回アジア社会党会議」出席の日本代表（十二名）として、評論家阿部静枝、田中寿美子の両氏が羽田を出発した。

二十六日～三十日 日本母親大会準備会（委員長河崎なつ氏）では、原水爆禁止を訴えるために、国連に母親代表を送り出す資金を集めようと、国電新宿駅前はじめ都内主要駅前や街頭募金を行った。

十月 都議の退職金支給問題について、主婦連、地婦連、婦人有権者同盟、大学婦人協会、日本婦人平和協会、東京YWCAの六婦人団体で先月に引続き反対運動をつづけ、「都議退職金名義一覧表」の作成、「手紙戦術」を行っていたが、一日より「退職金反対署名運動」にのり出し、街頭署名、戸別訪問による署名を行った。さらに十一日には代表が衆議院地方行政委員会に大矢委員長を訪問、委員会でもこれを取上げることを懇請すると共に、きき の署名簿ならびに都民からの激励文を差出した。

なお、十五日、都監査委員会から「退職金は違法でない」という回答をうけ、これを報告するため、十七日午前十時より東京四谷の主婦会館で「退職金反対第二回都民大会」を開き、監査結果を不満とする行政訴訟を起すことを決定、都議会議長に対しても「退職金の全額返済」の要望書を提出した。

★来年度から国民年金制度へ本腰

厚生省では国民年金制度をつくるため、来年度から学識者五人を委員に選び「国民年金準備委員会」を設けて、この制度の実現に本腰を入れることになった。厚生省としては恩給や厚生年金保険は現在のまま存続させ、これらの適用をうけない人々を対象とし、将来はこれらを同一水準にして結合をはかる。この適用を受けるものは収入に応じて積立をし、五年間の積立期間が終った後に給付を始める。六十五歳以上の老齢者に月額三千円、以後一年ごとに千円ずつ増額し、十年以上の年金を給付する、等の方法を考えているようであるが、順調に運べば六、七年後から実施されることになろう。

（労働省労働統計調査部調べ）

女子の就業者数と完全失業者数　(1956 年 5 月)

産業別	女子	男子	女子計中に占める女子割合	女子雇用者の産業別構成	女子の前年同月との比較
	万人	万人	%	%	万人
総数	1,866	2,534	42.4		− 5
就業者					
自営業者	258	840	23.5		− 1
家族従業者	1,100	463	70.3		− 36
雇用者	507	1,230	28.3	100%	+ 33
農林業	29	42	40.8	5.7	− 6
漁業及び水産養殖業	1*	18	5.2	0.2	± 0
鉱業	2*	42	4.5	0.4	− 3
建設業	18	103	14.9	3.5	− 2
製造業	172	380	31.2	33.9	+ 11
卸売，小売，金融，保険，不動産業	109	209	34.3	21.5	+ 10
運輸，通信その他の公益事業	27	170	13.7	5.3	+ 9
サービス業	132	159	45.4	26.0	+ 12
公務	17	106	13.8	3.3	+ 1
完全失業者	29	33	46.8		± 0

〔註〕 1) * 印の数字は特に誤差率が大きいから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。　―総理府統計局労働力調査―

一人一か月平均現金給与総額

(1956 年 5 月)

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
	円	円	%
総数	8,656	20,284	42.7
鉱業	8,253	19,145	43.1
製造業	7,557	19,702	38.4
卸売及び小売業	9,200	19,968	46.1
金融及び保険業	13,208	26,716	49.4
不動産業	10,242	23,260	44.0
運輸通信及びその他の公益事業	12,120	20,740	58.4
建設業	6,931	14,957	46.3

―労働省労働統計調査部調―

婦人少年局ニュース

○婦人少年局異動

十一月一日付発令（括弧内は前任）

（愛媛婦人少年室長）
辞職を承認する
労働事務官　松野ノブ

（熊本婦人少年室長）
愛媛婦人少年室長に配置換する
労働事務官　荻尾八重子

（熊本婦人少年室）
熊本婦人少年室長事務代理を命ず
労働事務官　山本豊

十一月十六日発令

（岡山婦人少年室長）
北海道婦人少年室長に配置換する
労働事務官　島井サト

（北海道婦人少年室長事務代理）
北海道婦人少年室長事務代理を免ずる
労働事務官　佐々木和

（千葉婦人少年室）
千葉婦人少年室長事務代理を命ずる
労働事務官　高岡志津

（千葉婦人少年室長）
静岡婦人少年室長に配置換する
労働事務官　内山つぎ

（静岡婦人少年室長事務代理）
静岡婦人少年室長事務代理を免ずる
労働事務官　池田信子

（香川婦人少年室長）
岡山婦人少年室長に配置換する
労働事務官　秀島初子

（長崎婦人少年室長）
香川婦人少年室長に配置換する
労働事務官　池野ヒサ

（長崎婦人少年室）
長崎婦人少年室長事務代理を命ずる
労働事務官　中村玲子

○前年度審議会委員の慰労懇談会

婦人少年室局では十一月十四日、前年度婦人少年問題審議会の委員をねぎらう会をホテルテイトで催し、委員を囲んで懇談した。

○〝看護法改悪反対〟を局長に陳情

十一月二十日、日本看護協会長林塩氏始め役員十六名は婦人少年局長を訪問日本医師会を中心とする「保健婦、助産婦、看護婦法」改悪の動きに対し反対の陳情を行った。

昭和三十一年十二月一日　印刷
昭和三十一年十二月五日　発行
婦人と年少者　第四巻　第十一号
定価　五十円　〒四円
編集人　久米愛子
発行人　平林たい子
印刷人　石井完一
東京都千代田区神田一ッ橋一ノ二（日本職業指導協会内）
発行所　婦人少年協会
電話九段（33）九五九七・九九八八
振替口座東京一〇七九一四

学校図書館学級文庫に

実業之日本社・学年別児童図書

発明発見ものがたり　新刊

菅井準一監修　理科の学校

1年～6年　各　一九〇円

いろいろな発見や、発明が、どんな時代に　どのような社会で　どういう人たちの苦心でできあがったか、小学各学年にあうような材料をえらんで物語ったもの

たのしく読もう考えよう　新刊

矢野健太郎編　さんすう教室

1年～6年　各　一八〇円

さんすうは、むずかしいもの、近づきにくいもの、という印象を子どもたちに与えていますが、本書では、たのしく読みながら、考えるよろこびを味わうよう苦心して作ってあります。

おはなし世界歴史

児童文学者協会編

1年～6年　上・下　各　一八〇円

世界歴史の重要事項を、逸話で語る小学生のための大双書。

完成！　全十二巻

—各編・一年～六年・六巻—

理科の学校

なぜだろう・なぜかしら　菅井準一監修　各学年・上巻・下巻　定価　各一九〇円

偉人の少年時代　児童文学者協会編　定価　各一八〇円

口語訳　少年日本文学　久松潜一監修　定価　各一九〇円

歴史のひかり　児童文学者協会編　定価　各一八〇円

美しい心・正しい人　児童文学者協会編　定価　各一八〇円

心の花たば　宮原誠一監修　定価　各一八〇円

みんなの幸福　新児童文化の会編　1～4　各一六〇円　5・6　各二〇〇円

世界のむかし話　坪田・浜田編　定価　各一八〇円

ことわざ物語　金田一京助監修　定価　各一八〇円

日本のむかし話　柳田国男監修　定価　各一八〇円

理科童話　朝比奈貞一監修　1～4　各一八〇円

社会科童話　海後宗臣監修　1～4　各一八〇円

世界名作読本　坪田　譲治編　1～4　各一七〇円　5・6　各二〇〇円

童話教室　小川未明監修　定価　各一八〇円

童話の国　児童文学者協会編　定価　各一九〇円

実業之日本社　振替東京326番　東京銀座西一—